

宮崎県人権教育基本資料

—幼（保）、小、中、高、特別支援学校—

自分の大切さとともに
他の人の大切さを認めることができる
幼児児童生徒を育てるために

宮崎県教育委員会

はじめに

宮崎県教育委員会では、「宮崎の教育創造プラン」の具現化のために、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた健やかな子どもの育成を目指し、「はばたけ！宮崎の子どもたち」を目標に掲げ、それを実現するための柱の一つとして「命を大切にせる教育」を推進しています。

「命を大切にせる」ことは、生命のかけがえのなさに気付き、生命のあるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことであり、人権尊重の基本であります。

本県では、これまで、「宮崎県同和教育基本方針」等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指してきました。しかし、依然として、同和教育問題をはじめとする様々な人権問題が存在しています。特に、幼児児童生徒の人権にかかわる問題に関しては、いじめや暴力、虐待などが発生し、深刻化しています。

そのような中、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議は、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」、平成18年1月に〔第二次とりまとめ〕を公表し、学校における人権教育の推進に当たって、積極的に活用することを求めています。

県においても、平成17年1月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」の実現を目指し、関係部局相互の緊密な連携・協働の下に全庁的な取組を推進することにしました。

このような人権をめぐる様々な状況を踏まえ、県教育委員会では、平成17年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定するとともに、このたび、その推進のために「宮崎県人権教育基本資料」を作成しました。

今後、各学校(園)における人権教育の推進に当たって、本資料を積極的に活用し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」幼児児童生徒を育てていただくことを期待しています。

平成18年3月

宮崎県教育委員会

目 次

宮崎県人権教育基本方針	1
I 本県の人権教育の基本的な考え方	2
1 人権教育の国内外における潮流	2
2 人権教育の現状と課題	3
3 これからの人権教育	3
4 人権教育の基本認識	5
(1) 人権について	5
(2) 人権教育について	5
(3) 人権感覚について	6
(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について	6
(5) 人権教育の内容について	6
(6) 全教育活動を通して行う人権教育	11
(7) 人権教育の全体構想	12
II 人権教育の基本構想	13
1 学校（園）における人権教育の目標	13
(1) 幼稚園・保育所等	13
(2) 小学校	13
(3) 中学校	15
(4) 高等学校	15
(5) 特別支援学校	16
2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携	17
(1) 校種間の連携	17
(2) 学校（園）と家庭との連携	17
(3) 学校（園）と地域社会との連携	18
(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組	18
3 指導計画の作成	20
(1) 人権教育の全体構想	20
(2) 人権教育の年間指導計画	20
(3) 人権教育と教科等とのかかわり	21
(4) 教育の中立性の確保	22
(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮	22
4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項	23
(1) 幼稚園・保育所等	23
(2) 小学校	25
(3) 中学校	27
(4) 高等学校	29
(5) 特別支援学校	31
5 学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修	32
(1) 推進体制の確立	32
(2) 人権教育担当者の役割	32
(3) 教職員の研修	32

III	学習方法	-----	34
1	様々な学習方法と指導の工夫	-----	34
2	学習教材の選定・開発の留意点	-----	35
3	参加体験型学習（ワークショップ）	-----	36
	(1) 基本的な学習の進め方	36	
	(2) いろいろな手法	37	
4	コミュニケーション能力を高める学習	-----	39
	(1) 自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習	39	
	(2) 聞く力を高めるための学習	42	
IV	各人権課題に対する取組	-----	43
	[子ども]	43	
	[女性]	45	
	[高齢者]	47	
	[障がいのある人]	48	
	[同和問題]	49	
	[アイヌの人々]	53	
	[外国人]	54	
	[H I V感染者等]	55	
	[ハンセン病患者・元患者等]	56	
	[犯罪被害者等]	57	
	[インターネットによる人権侵害]	58	
	[性的少数者]	59	
	[刑を終えて出所した人]	60	
	[拉致被害者等]	61	
	[その他]	62	
V	人権教育の評価	-----	63
1	推進体制の評価	-----	63
2	指導内容の評価	-----	65
3	配慮事項の評価	-----	67
4	望ましい人間関係を育むための評価	-----	70
	(1) 幼児児童生徒の自己評価（例）	70	
	(2) 教職員の自己評価（例）	75	
	(3) 保護者の自己評価（例）	76	
	(4) 人権を尊重する地域づくりのための評価（例）	77	

- 主な参考文献
- 関係法令等
- 人権教育に関する資料
- 各人権課題の宮崎県における担当部署・関係機関

宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

I 本県の人権教育の基本的な考え方

1 人権教育の国内外における潮流

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学び、貴重な教訓を得ました。それは、人権の尊重こそが平和の礎であるということです。この教訓を形あるものとするために、国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23年（1948年）に世界人権宣言を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを全世界に求めました。その後、国連は世界人権宣言を基に、国際人権規約をはじめとする人権に関する諸条約を作成し、採択しました。世界人権宣言の採択から半世紀を経た現在、多くの国がそれらを批准するに至っています。しかし、依然として世界各地で地域紛争やテロなどが多発し、多くの犠牲者を出しています。また、様々な理由による差別も後を絶ちません。

このような状況の下で、国連で採択され、各国が署名し、あるいは批准した人権に関する宣言や諸条約などを実効あるものとするために、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を、「人権教育のための国連10年」と決めました。そして、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、様々な取組を行ってきました。

日本政府は、このような世界の動向を踏まえ、また国内の声を受け止めて、平成9年（1997年）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を発表しました。その中で、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」と述べています。

これを受けて、宮崎県においては、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画を策定しました。そして、この計画に基づき、人権という普遍的文化（人権文化）の創造を目指し、一人一人が有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

しかし、平成12年（2000年）の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行等や宮崎県行動計画が目標年次を平成16年（2004年）までとしてきたことを踏まえて、新たに「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を平成17年（2005年）1月に策定しました。また、宮崎県教育委員会においては、同年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定しました。

なお、国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の取組の終了を受けて、引き続き人権教育に取り組んでいく必要があるため、平成17年（2005年）1月1日から「人権教育のための世界計画」に取り組む決議を採択しました。

2 人権教育の現状と課題

我が国においては、これまで学校（園）・家庭・地域社会のあらゆる場において人権に関する施策や教育が推進され、人権を尊重する社会を実現する上で一定の成果を上げることができました。

しかしながら、幼児児童生徒を取り巻く社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向が挙げられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども幼児児童生徒の人権にかかわる問題を複雑化させる要因となっています。

さらに、自分自身に自信や誇りをもつことができなかつたり、他者を受け入れきれず望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする幼児児童生徒が増えてきています。

こうした現状を踏まえ、これからの人権教育においては、すべての幼児児童生徒に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのためには、「望ましい人間関係の醸成を図る常時指導」「人間尊重につながる関連的指導」「人権・同和問題に関する具体的指導」の三つの指導を基本として人間尊重の教育を進めてきた本県の同和教育を、国内外の潮流を踏まえ、人権教育として発展的に再構築していかなければなりません。そして、方法論や推進体制等の面で新しい試みを積極的に取り入れる必要があります。

3 これからの人権教育

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）では、「学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。」と述べています。つまり、これからの人権教育は、幼児児童生徒一人一人が、21世紀の社会を主体的に生きていくために必要な人権に関する資質や能力の育成を目指して行わなければなりません。

そのためには、特に、次の二つの観点から取り組むことが求められます。

① 自己理解を深め、自尊感情を育てる

自尊感情とは、「自分のことが好き」と思う気持ちのことです。自分自身をしっかり見つめて自分のよさや弱さなどに気付き、自己理解を深めることで、自分を大切に思い、自分を好きになり、自分に自信をもつことができるようになるということです。

人は、自分を好きになることによって、前向きに生活しようとする意欲が生まれ、周りの人を大切に思うこともできるようになります。つまり、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるのです。このことは、ひいては主体的に差別を解消しようとする態度や行動にもつながります。

また、このように、自己理解を十分に深めさせ、自尊感情を高めることは、幼児児童生徒の自己確立や自己実現を図るための基盤をつくることになります。

② 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる

人は、それぞれ違った個性や特徴をもっています。しかし、私たちの周りでは、「みんな一緒」「みんな同じ」であることを平等ととらえる傾向があり、そのことがときには、「みんなと同じでない」ということから、「異質」として排除することにつながる場合があります。このような考え方は、一つの社会秩序や価値観となり、「異質」と見なされた人々に対する差別や偏見を生み、その人々の自己実現を阻んでいる場合も多く見られます。

国際社会の中で21世紀を生きていく幼児児童生徒には、多様な文化や価値観をもった人々との共生が求められています。そのためには、他の人の立場に立って考えることができる想像力や共感的に理解する力を培うとともに、一人一人の違いを個性としてとらえることのできる寛容の精神を養う必要があります。そして、互いの存在を尊重し、人権を大切に生き方を生活の中で具体的に展開することのできる力を身に付けさせなければなりません。

このように、多様性を認め、他者理解を深めるようにすることが、人間としての尊厳を尊重することができる幼児児童生徒を育成していくことにつながるのです。

4 人権教育の基本認識

(1) 人権について

人権については、様々なとらえ方がなされていますが、人権擁護推進審議会答申（平成11年）においては、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義しています。また、人権教育・啓発に関する基本計画では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明しています。

人権の内容には、生命、自由及び身体の安全、法の下での平等などにかかわる権利があります。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれています。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義をもつと同時に、不可分なものであり、かつ、相互に補完する関係にあります。すなわち、これらの諸権利は、全体で一つの枠組みとしての人権を構成しています。

人権を侵害することは、相手がだれであれ、決して許されることではありません。すべての人は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負います。特に、生命の大切さや他の人の生命を奪うことがあってはならないことについては、幼いうちから繰り返し教育していく必要があります。

(2) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行わなければならない。」（同法第3条）とされています。また、国連総会で取り組むことが決議された「人権教育のための世界計画」では、「人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」とであると定義しています。

人権教育をこのようにとらえると、その目的を達成するためには、

第一に、人権尊重に関する正しい知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。

第二に、自他の生命を大切に考えたり、差別を許さない気持ちを強めたり、自他の違いを受け入れて共に生きようとしたりする望ましい価値観を育てること。

第三に、自他を尊重し、互いの要求を共に満たすことができるような、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けること。

以上の三つの内容から幼児児童生徒の資質や能力を育てていかなければなりません。

(3) 人権感覚について

人権感覚とは、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚のことです。

幼児児童生徒が人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校（園）生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるようにすることが肝要です。

そのためには、その教育の場である学校（園）・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっていることが求められます。

(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について

人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを通して、共に生きる社会の実現を目指すこと」です。そして、そのことを単に理解するにとどまることなく、一人一人の幼児児童生徒がその発達段階に応じて様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現すことができるようになること、つまり、人権教育の目標は「幼児児童生徒に人権感覚を身に付けさせること」です。

したがって、各学校（園）において人権教育に取り組むに当たっては、人権にかかわる概念や人権教育が目指すものについて明確にするとともに、教職員（保育士を含む。以下同じ。）がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが求められます。

(5) 人権教育の内容について

これからの人権教育は、すべての人にとって効果的で自分自身を深く見つめることができるとともに、その内容は様々な人権課題と自分とのつながりが見えてくるものでなければなりません。

そのためには、人権尊重に関する正しい知識を習得させ、人権尊重に関する望ましい価値観を育てるとともに、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けさせることのできるように内容を構成していく必要があります。

その内容の中で、特に、幼児児童生徒に育成する主な資質や能力についてまとめると、次のようになります。

人権尊重に関する正しい知識	人権尊重に関する望ましい価値観	よりよい人間関係をつくるための技能
① 人権にかかわる概念 ② 生命尊重 ③ 自己理解・自尊感情 ④ 他者理解 ⑤ 人間関係の在り方 ⑥ 社会参加 ⑦ 同和問題をはじめとする様々な人権課題 ⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等	① 生命あるものすべてが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。 ② あらゆる差別や偏見を許さず、なくしていこうとする。 ③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力 ② 自他の人間関係を調整する能力 ③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見だし、それを実現させる能力

人権尊重に関する正しい知識

知 識	幼稚園・保育所等	小 学	
		低 学 年	中 学 年
① 人権にかかわる概念	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	すべての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを知る。
② 生命尊重	動植物との触れ合いやかかわりを通して、生命がかけがえのないものであることに気付く。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。
③ 自己理解・自尊感情	自分のよさに気付く。	自分のよさに気付く。	自分のよさや可能性に気付く。
	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。
④ 他者理解	友達や身近な人のよさに気付く。	友達や身近な人のよさに気付く。	友達や身近な人のよさに気付き、助け合うことの大切さを知る。
	自分と友達との違いに気付く。	自分と友達との違いに気付く。	様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。
⑤ 人間関係の在り方	自分の思いや考えを伝えることの大切さに気付く。	自分の思いや考えを、相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さに気付く。
	約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	約束やきまりを守ることの大切さを理解する。
⑥ 社会参加	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さに気付く。	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さが分かる。	身近な集団の中で自分の役割を果たすことの大切さを知る。
⑦ 同和問題をはじめとする様々な人権課題	相手がいやな気持ちになる言葉や態度があることに気付く。	相手を傷つける言葉や態度があることに気付く。	相手を傷つける言葉や態度など、人を差別することが許されないことであることに気付く。
		自分たちの身の回りにおける差別に気付く。	自分たちの身の回りにおける差別について知る。
		障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権課題があることが分かる。	障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権課題があることが分かる。
⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等			

校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校 ※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
	すべての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを理解する。	人それぞれに違った願いや生き方があることと、だれもが大切にされなければならない存在であることを知る。	人それぞれに違った願いや生き方があることと、だれもが大切にされなければならない存在であることを理解する。
すべての人が生まれながらにもっている基本的人権について理解する。	自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。	自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。	
		人権擁護が、国際社会の共通課題であることを理解する。	
自他の生命はかけがえのないものであることを理解する。	自他の生命はかけがえのない、尊いものであることを理解する。	人間の生命は、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し、生かされていることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。
自分の可能性や能力・適性に気付く。	自分の可能性や能力・適性を理解する。	自己の興味や関心の動向を知り、個性や適性を多面的に理解する。	自分の障がいの特性を知る。
家族や身近な人々から大切にされている自分に気付く。	身近な人々から大切にされ、認められている自分の存在を自覚する。	自らも社会の一員であることを自覚し、価値ある大切な存在であることを理解する。	家族や身近な人から大切にされ、認められている自分に気付く。
友達や身近な人のよさに気づき、協力し助け合うことの大切さを知る。	身近な人のよさを理解し、相手を尊重することの大切さを知る。	他者のよさを理解し、尊重することの大切さを知る。	友達や身近な人のよさに気付く。
様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことを理解する。	それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解する。	異なる価値感や習慣、文化をもった人々と共に生きていくことの大切さを理解する。	様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。
自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さについて理解する。	自分も相手も尊重した表現の大切さを知る。	様々な人間関係を調整していくための、時と場に応じた表現の大切さについて理解する。	自分の思いや考えを相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。
社会生活上のきまりやマナーを守ることの大切さを理解する。	社会生活上のきまりやマナーに基づいた言動の大切さを理解する。	社会生活上のルールやモラルに基づいた言動の大切さについて理解する。	約束やきまりを守ることの大切さを理解する。
集団の一員としての自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たすことの大切さを知る。	集団や社会の構成員として、自分の役割を自覚し、自分の責任を果たすことの大切さを理解する。	集団の中における自分の役割を自覚し、社会生活を営む上での自己責任について理解する。	身近な集団における自分の立場や役割に気づき、互いに協力することの大切さを知る。
いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを知る。	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。	障がいに対する差別や偏見の不合理性に気づき、それを解決することの重要性を知る。
身近な生活の中の差別や偏見の不合理性を知り、一人一人が尊重される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	社会の差別や偏見の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	社会の差別や偏見の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	
同和問題をはじめとする様々な人権課題があることを知る。	同和問題をはじめとする様々な人権課題について理解する。	同和問題をはじめとする様々な人権課題は、解決しなければならない重大な人権課題であることを理解する。	
人権に関するきまりについて知る。	国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について知る。	国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について理解する。	
	人権確立の歴史的経緯について理解する。	人権確立の歴史的経緯について理解する。	

人権尊重に関する望ましい価値観

価値観	幼稚園・保育所等	小 学	
		低 学 年	中 学 年
① 生命あるものすべてが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。	生命あるものを大切にする。	生命の尊さを感じ取り、生命を大切にする。	生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
② あらゆる差別や偏見を許さず、なくしていこうとする。	相手がいやな気持ちになる言動に気づき、正そうとする。	人を傷つける言動に気づき、正そうとする。	人を傷つける差別的な言動に気づき、正そうとする。
③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	友達によさに気づき、互いに協力しようとする。	違いを認め、友達と協力しようとする。	違いを認め、個性を尊重し、友達と協力しようとする。
	自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。	家族や身近な人とのかわりに関心を持ち、協力して生活しようとする。	地域社会に対する誇りと愛情を持ち、共に生きていこうとする。

よりよい人間関係をつくるための技能

技能	幼稚園・保育所等	小 学	
		低 学 年	中 学 年
① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力	相手の話を注意して聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	相手の気持ちを考えながら話を聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	相手の気持ちを受け止めながら話を聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。
② 自他の人間関係を調整する能力	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 友達によさに気付くことができる。	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。
	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見だし、それを実現させる能力	よいことや悪いことがあることに気づき、よいと思うことを進んで行うことができる。	よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行うことができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。

校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校
			※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
生命の尊さを感じ取り、自他の生命を尊重する。	生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	自他の身体や生命を大切にしようとする。
だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平にし、正義の実現に努める。	正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。	正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。	人を傷つける差別的な言動に気付き、正そうとする。
違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。	違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。	多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共生社会をつくっていかうとする。	自他のよさを認め、互いに協力し合って差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。
我が国の文化や伝統に誇りをもち、すべての人々と共に生きていかうとする。	我が国の文化や伝統に誇りをもち、すべての人々と共に生きていかうとする。	自国の伝統文化の継承と新しい文化の創造に努めるとともに、世界の人々と共に生きていかうとする。	様々な人々と社会とかかわりをもちながら、共に生きていかうとする。

校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校
			※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
相手の立場になって話を聞くことができる。	相手の立場や考えを尊重しながら話を聞くことができる。	相手の立場や考えを尊重しながら、共感的な態度で話を聞くことができる。	自分の能力に応じて補助具や自助具を適切に活用しながら、思いや考えを相手に伝えることができる。
自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	
自分の言動を振りかえることができる。	自分の言動を振りかえることができる。	自分の言動について客観的に分析し、判断することができる。	自分の言動を振りかえることができる。
相手のよさが分かるとともに、その人の立場に立って考えることができる。	他者のよさを認め、その人の立場に立って考えることができる。	他者のよさを認め、その人の立場に立って考えることができる。	相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。
それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
いじめや差別をなくしていくことができる。	差別や偏見を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。	社会に見られる差別や偏見を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。

(6) 全教育活動を通して行う人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

指導に当たっては、学校（園）の教育目標の達成を目指しながら、幼児児童生徒の発達段階や学校（園）・家庭・地域の実態に十分配慮し、全教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進することが必要です。

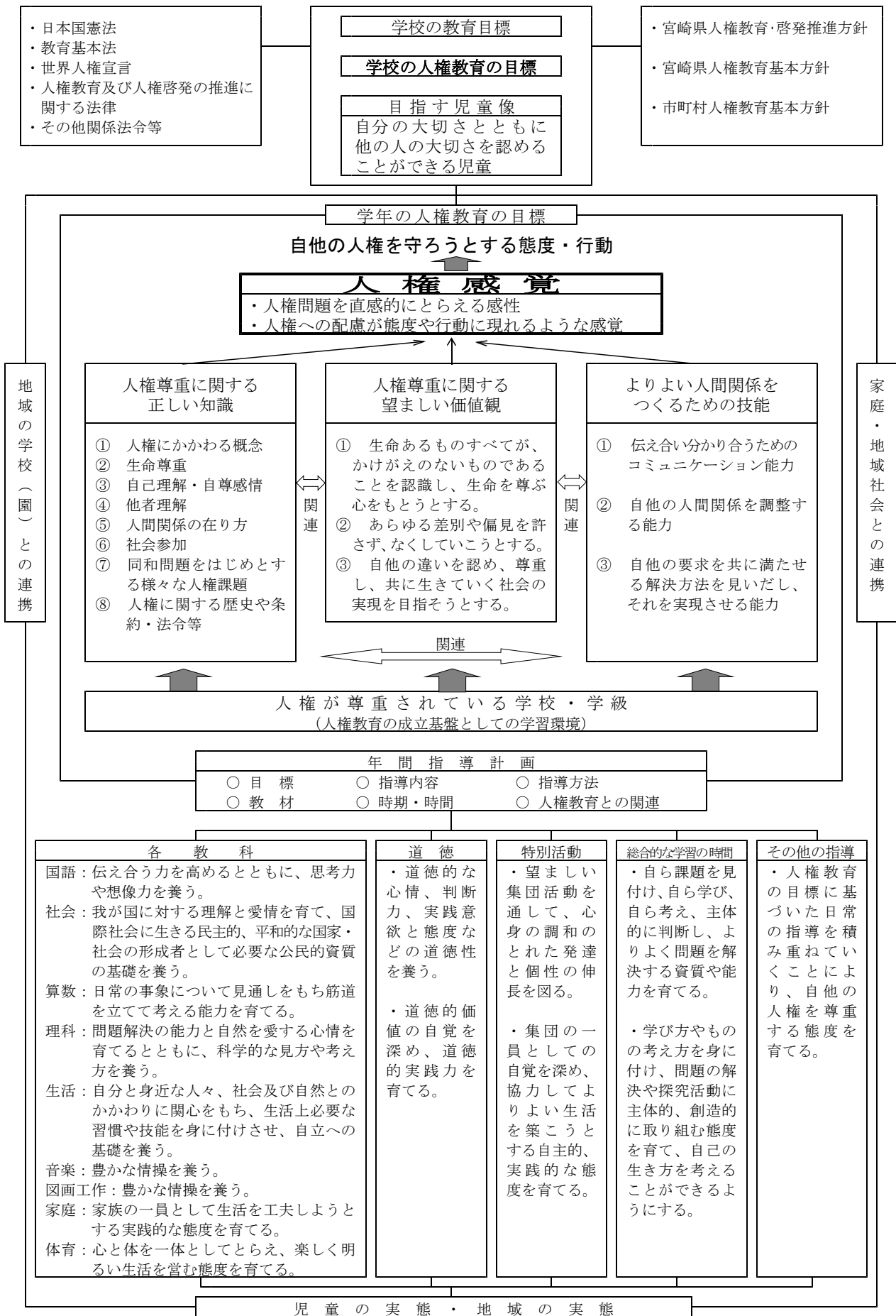
すなわち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）のそれぞれの特質を十分踏まえて適切な指導を行うとともに、その他の教育活動においても、人権尊重の観点から日常的な指導を積み重ねていかなければなりません。

また、人権教育の一層の推進を図るため、人権問題の本質や教育の果たす役割等について認識を深める教職員の研修をより充実させるとともに、人権教育の全体構想の下に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）の指導（保育）計画を整備して、計画的に展開することが必要です。

なお、いじめや暴力をはじめ、他の人を傷つけるような問題が発生したときには、これらの行為を看過することなく学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を早急に行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級とするように努めなければなりません。また、このような学校（園）・学級にするためには、教職員だけでなく幼児児童生徒自身も自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められます。

(7) 人権教育の全体構想

小学校例



Ⅱ 人権教育の基本構想

1 学校（園）における人権教育の目標

学校（園）においては、人権尊重の理念及び人権教育の目標についての考え方を基本としつつ、幼児児童生徒や学校（園）の実態等に応じて、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取組を進めることが求められます。

(1) 幼稚園・保育所等

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人権尊重の精神が感性として育まれるように努める必要があります。

目 標		
身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや他の人の違いやよさに気付くとともに、自他を大切にし、互いに協力していこうとする実践力を身に付ける。		
知 識	価値観	技 能
家族や身近な人とのかかわりの中で、自分と友達との違いや互いのよさに気付く。	相手がいやな気持ちになる言動を正そうとするとともに、互いに協力して生活しようとする。	相手を大切にしながら自分の思いを表現することができるのと同時に、よいと思うことを進んで行うことができる。

(2) 小学校

児童期は、知的な面でも、心の面でも、身体的な面でも発育・発達が著しい時期です。

低学年は、学校での規則的な生活や友人関係などを通して、自分の思いどおりにならないことに気付き、しだいに自己中心的な考えや言動が減少していく時期です。

「徒党時代」と言われる中学年の時期は、それまでの流動的であった友人関係に固定化が見られ、常に行動を共にする仲間ができてきます。自分の仲間集団と他の仲間集団との区別がはっきりしてくるので、仲間との行動を通して、自分が仲間からどのように評価されているのかを気にするようになり、自分への認識が深まる時期でもあります。

高学年の時期は、男女間の閉鎖的な仲間関係から脱却して、学級全体としての仲間意識をもつようになり、集団の一員としての所属感や役割意識を自覚するようになります。

このような時期をとらえて、様々な人々とかかわりをもたせたり、集団活動に積極的に取り組ませたりすることにより、自他の人権を大切にしようとする実践力を育てることが必要です。

目 標			
すべての人が幸せに生きるために、生命を大切にすることを理解し、自他のよさや違いを認め合いながら、共に生きていこうとする態度や人権を大切にしようとする実践力を身に付ける。			
	知 識	価値観	技 能
低 学 年	家族や身近な人とかかわりの中で、自分と友達との違いや互いのよさに気付くとともに、それぞれがかけがえのない存在であることを知る。	人を傷つける言動を正そうとともに、家族や身近な人とかかわりを持ち、協力して生活しようとする。	相手の気持ちを考えながら、自分の思いを表現することができるとともに、よいと思うことを進んで行うことができる。
中 学 年	集団の中には様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気づき、すべての人が人として大切にされなければならないことを理解する。	人を傷つける差別的な言動を正そうとともに、互いの個性を尊重し、地域社会の人々と共に生きていこうとする。	相手の気持ちを受け止めながら、自分の思いを表現したり、伝えたりすることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。
高 学 年	他の人と協力し、助け合うことの大切さを認識するとともに、身近な生活の中の差別や偏見に気づき、基本的人権について理解する。	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平にするとともに、互いの個性を尊重し、すべての人と共に生きていこうとする。	相手の立場に立って、自分の思いを適切に表現したり、伝えたりすることができるとともに、いじめや差別をなくしていくことができる。

(3) 中学校

中学校段階は、心身ともに発達が著しく、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなってくる時期です。生徒は、自らの行動は自ら選択決定したいという要求を高め、同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始めます。

生徒自身の生き方への関心に基づいて、現在及び将来のよりよい生き方を考えて行動する態度や能力を主体的に育成することができるように指導することが大切です。

目 標		
人権の概念及び様々な人権課題について理解するとともに、自他の生命を尊重し、互いを認め合いながら、差別のない集団や社会を共に作り出そうとする実践力を身に付ける。		
知 識	価値観	技 能
権利と義務の関係など人権にかかわる概念及び様々な人権課題についての認識を深めるとともに、自分や他の人の個性や立場を尊重することの大切さを理解する。	違いを認め合い、互いの個性を尊重し、協力し合って差別や偏見のない共に生きる社会をつくらうとする。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができるとともに、差別や偏見を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。

(4) 高等学校

高等学校段階は、人生の在り方や生きることの意味を問うたり、自分を取り巻く人間関係や社会の在るべき姿について考えを深めたりする時期です。生徒はこれらの模索の中で、自分なりの人生観や価値観を形成していきます。

この時期には、あらゆる場と機会をとらえて、人権に関する学習に取り組みせ、人間としての在り方生き方を真剣に考えさせるとともに、確かな人権感覚を身に付けさせるような指導を行うことが大切です。

目 標		
人権の概念及び様々な人権課題についての理解と認識を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、よりよい社会の実現に向けて、他者と共生していくことができる実践力を身に付ける。		
知 識	価値観	技 能
人権の概念及び様々な人権課題についての認識を深めるとともに、自らも社会の一員であることを自覚し、共に生きていくことの大切さを理解する。	多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、差別や偏見のない共生社会をつくらうとする。	自他を大切にしたい自己表現ができるとともに、社会に見られる差別や偏見を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。

(5) 特別支援学校

特別支援学校では、障がいのある人の自立と社会参加を目指して、幼（保）・小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を克服するための指導を行います。その際、障がいの状態及び発達段階を考慮した指導を行う必要があります。

目 標		
知 識	価値観	技 能
自分の障がいの特性を知り、身近な集団における自分の役割と互いに協力することの大切さを理解するとともに、障がいに対する差別や偏見の不合理性とそれを解決することの重要性を知る。	人を傷つける差別的な言動に気付き正そうとするとともに、様々な人々や社会とかわりをもちながら共に生きていこうとする。	自分の思いや考えを相手に伝えることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。

2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携

本県においては、校種間連携を重視した一貫性のある教育指導の充実に向けての気運が高まりつつあります。また、学校（園）と家庭・地域社会との連携を深め、相互に協力し合いながら、幼児児童生徒の学力向上や健全育成を図っていかうとする意識も受け継がれてきています。そして、校種間の接続を図り、学校（園）相互の情報交換を進めながら、発達段階に即した一貫性のある指導を行ったり、学校（園）と家庭や地域社会が相互に担うべき役割を明確にした上での協力体制を構築したりして、幼児児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に対応することを目指しています。

人権教育の推進についても、各学校（園）における指導の充実に加えて、校種間の接続を考慮した一貫性のある指導や家庭・地域社会との連携・融合の教育をいかに機能させていくかが大きな鍵となります。

(1) 校種間の連携

幼児児童生徒の成長の過程に焦点を当てると、各学校（園）段階における学習活動は、校種間においても連続性をもつべきものであり、幼（保）小中高を通して、一貫した指導体制を構築することが必要です。また、幼（保）小中高と地域の特別支援学校は、交流教育や共同学習を積極的に推進することが大切です。そして、学習指導や生徒指導、進路指導における双方向の連携を推進する中で、指導の一貫性や継続性を図り、系統的なカリキュラムの設定や効果的な指導方法等の工夫改善に努めることが大切です。

そのためには、各学校（園）段階における幼児児童生徒の実態や指導内容・方法等について情報交換を行うとともに、カリキュラムの開発に共同で取り組むことが求められます。

具体的には、従前から取り組まれてきた幼児児童生徒間交流をさらに積極的に進めたり、個に応じた指導方法の工夫改善のための学校間の共同研究を行ったりするとともに、校種や学年段階を踏まえた系統的な人権教育カリキュラムづくりを行うことなどが考えられます。

(2) 学校（園）と家庭との連携

家庭は、幼児児童生徒の人格を形成する重要な場であり、人を大切にする人権教育の出発点です。保護者が愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず、差別をしない生き方を日常生活において実践することは、幼児児童生徒に基本的信頼感を育み、人権感覚を醸成する上で重要な意味をもっています。

また、教職員と保護者が密接な連携を図ることは人権が大切にされる環境を整える取組として重要です。さらには、学校（園）と家庭の接点として地域社

会の教育に影響力をもつPTAや子ども会等の取組は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きくかかわってきます。

学校（園）は、家庭の教育力を高め、保護者等の主体的な活動を促すためにも、人権や子育てにかかわる情報や学習機会の提供、教育相談の充実などを積極的に行っていくとともに、家庭との連携を強めていくことが求められます。

(3) 学校（園）と地域社会との連携

人権教育の推進にとって、地域社会の在り方やそこに住む人々の見方、考え方は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きな影響を与えます。幼児児童生徒は、地域社会で様々な人々と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢を身に付けていきます。その意味においても、人権を尊重する地域づくりに向けて、学校（園）は地域社会と密接に連携を図っていくことが求められます。

また、学校（園）では効果的な教育活動を展開するため、「地域に開かれた学校（園）づくり」が進められていますが、これからもさらに積極的に地域に働きかけ、その取組を多様に展開する必要があります。

特に、学校（園）においては、学校（園）を地域社会の共有財産ととらえ、地域に人材や施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなど、学校（園）と地域社会とのつながりを深めつつ人権教育を推進することが大切です。

(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組

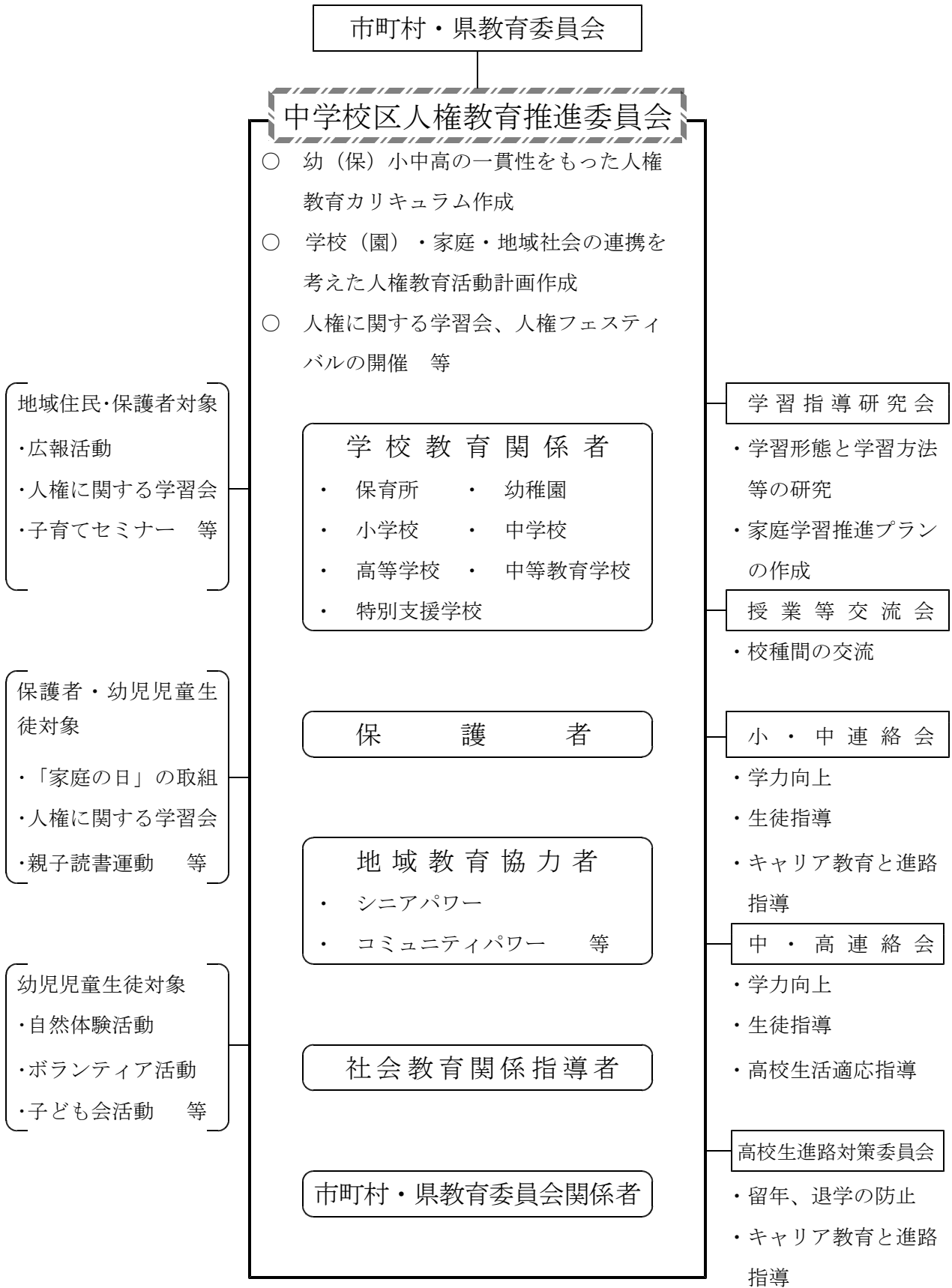
本県においては、学力向上を目的として小中高連携の取組が積極的に進められてきています。また、就学前教育と小学校教育の連携を図る取組も始められたところですが、今後は、このような取組を人権教育にも取り入れるとともに、地域が一体となった人権教育の取組を推進していくことが求められます。

そのためには、学校（園）・家庭・地域・市町村教育委員会、その他関係機関等の代表者による中学校区人権教育推進委員会を組織するなど、人権教育の推進体制づくりに努める必要があります。

そして、「幼（保）小中高の一貫性をもった人権教育カリキュラム」や「学校（園）・家庭・地域社会の連携を考えた人権教育活動計画」などを作成し、学校（園）相互の交流授業や研究発表会を実施したり、様々な人々との交流会を行ったり、人権に関する学習会や人権フェスティバルを開催したりするなど、人権教育を積極的に推進するためのシステムを構築し、継続して取り組まれるようにすることが大切です。

このように、地域の総合的な教育力を高め、幼児児童生徒の心の居場所と参画の場を保障するとともに、幼児児童生徒と共に大人自身が人権感覚を醸成することができるように、地域のネットワークを整えていくことが求められます。

中学校区推進体制(例)



3 指導計画の作成

(1) 人権教育の全体構想

人権教育は学校（園）のすべての教育活動の中で行うものであり、各学校（園）は、それぞれの実態に即し、幼児児童生徒の人権尊重の視点から教育活動を見直し、工夫改善を図るために全体構想を作成することが求められます。そして、各学校（園）の人権教育の目標や目指す幼児児童生徒像及び具体的に実践するための重点等を全体構想に明記することが、効果的な推進につながります。

また、全体構想の作成に当たっては、校長（園長）の学校（園）経営方針等に基づき、全職員が共通理解を図りながら進めることが大切です。

(2) 人権教育の年間指導計画

人権教育を効果的に推進するためには、幼児児童生徒に対して人権尊重の精神を培い、差別意識の解消に努める人間を育成することを目指して、各学校（園）において年間指導計画を作成し、人権教育を意図的、計画的に進めることが大切です。

年間指導計画の作成に当たっては、憲法、教育基本法の理念はもとより、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」等を踏まえなければなりません。

- ① 年間指導計画は、学校（園）、幼児児童生徒、地域の実態に応じた目標、指導内容、指導方法、教材、時期・時間、人権教育との関連の項目を設定し、全職員の共通理解によって作成する。
- ② 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）の中で、人権尊重に関する内容について指導する場合には、それらの時間を年間指導計画の中に位置付ける。
- ③ 各教科、領域等の年間指導計画の中に、「人権教育との関連」についての項目を位置付け、人権教育の目標が効果的、効率的に達成されるようにする。

(3) 人権教育と教科等とのかかわり

① 領域（保育所においては、内容構成）と人権教育

幼稚園の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域では、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で友達を大切にし、互いに認め合おうとする態度を育成するための教育（保育）活動が展開されるような年間指導計画を作成しなければなりません。

② 各教科・科目と人権教育

各教科・科目の目標や内容は、人権尊重につながる科学的・合理的なものの見方、考え方や人間性の育成と密接に関連をもつものです。したがって、各教科・科目の目標の達成を図ることが、人権教育の目標の達成にもつながることを踏まえて指導を充実させることが必要です。またその際、人権教育との関連についても、十分に考慮して指導していくことが望まれます。

③ 道徳と人権教育

道徳では、教師と児童生徒が共に考え、共に語り合い、人間としてのよりよい生き方を求めていくことが大切です。特に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛など人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うための内容は、人権教育の目標と深くかかわるものです。

したがって、道徳の時間の指導においては、児童生徒の発達段階に即して、人権教育の目標を踏まえた指導計画を作成することが大切です。

④ 特別活動と人権教育

話合いやグループ活動を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、学校行事等におけるボランティア活動などの社会体験や自然体験などを通して豊かな心を育てたりすることは、人権教育の目標に結びつくものです。

そこで、特別活動の実施に当たっては、特別活動の目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に基づいた年間指導計画を作成することが大切です。特に、児童生徒の日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権問題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

なお、時間の配当については、人権教育と関連の深い内容を、学校の実態に合わせて、学級活動及びホームルーム活動の年間指導計画の中に位置付けることが望まれます。

⑤ 総合的な学習の時間と人権教育

総合的な学習の時間は、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの生きる力の育成や学び方やものの考え方の習得などのねらいの下、各教科等で身に付けられた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを目指すものです。

この時間を通して、各教科等の時間に培った人権尊重に関する知識・価値観・技能を相互に関連付けて深めさせたり、新たに身に付けさせたりして、総合的に働くようにすることが大切です。

(4) 教育の中立性の確保

学校教育における教育活動は、教育の中立性という立場から、特定の立場に立つ団体等から不当な圧力を受けることなく、政治運動や社会運動と明確に区別する必要があります。したがって、教育課程の編成や年間指導計画に基づく人権に関する具体的な授業を行うに当たっては、学校（園）は公教育を行うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、教育の中立性を確保していく必要があります。

(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校（園）においては、様々な個人情報が蓄積されています。教職員は、県及び市町村の個人情報保護条例の理念や内容を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護について十分に配慮する必要があります。

4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項

学校（園）では、幼児児童生徒が社会生活を営む上で必要な「人権尊重に関する正しい知識」「人権尊重に関する望ましい価値観」「よりよい人間関係をつくるための技能」を確実に身に付けることを通して、人権感覚の育成が図られなければなりません。そのためには、それぞれの学校（園）における教育目標の実現を目指し、全教育活動の中で人権教育を推進する必要があります。

具体的には、以下のような内容に十分配慮して取り組むことが求められます。

(1) 幼稚園・保育所等

〔基礎的事項〕

- 基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもの気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して行動できるようにする。
- 子どもを取り巻く環境に十分に留意し、快適に生活できるようにする。

〔健康〕

- 一人一人の子どもと教職員との温かい触れ合いの中で、日常生活の直接的な体験を通して、健康で安全な生活を送ることができるように、基本的な生活習慣を身に付けさせるようにする。

〔人間関係〕

- 集団の中で、人とかかわる力を育てることができるようにする。
- 友達とのかかわりの中で、他の人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、豊かな心情が育つようにする。

〔環境〕

- 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりできるようにする。
- 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりして、社会や自然の事象に関心をもつことができるようにする。

〔言葉〕

- 日常会話や絵本・童話などを通して、様々な言葉のきまりや面白さなどに気付き、言葉の感覚が豊かになるようにする。
- 相手がいやな気持ちになる言葉があることに気付くことができるようにする。
- 教職員や友達とかかわることを通して、言葉を交わす喜びを味わえるようにする。

〔表現〕

- 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむことができるようにする。
- 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わうことができるようにする。

(2) 小学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の児童の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 児童の主体的な学習を通して相互に助け合い、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳の時間においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、児童相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と児童及び児童相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性に気付かせ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な児童について、全職員が共通理解の下、支援を行うようにする。
- 児童の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 将来の生き方や進路などを考える指導における配慮事項

- 児童の身の回りにある様々な職業について紹介し、勤労の尊さや人間としての望ましい生き方について考えさせるようにする。
- 児童が自分の可能性やよさに気付くような手立てをとるようにする。
- 児童が夢や希望をもち、将来の生き方を考えられるような手立てをとるようにする。
- 進路選択については、児童や保護者の希望を尊重し、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、児童の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の児童の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 児童が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(3) 中学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 生徒の主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳の時間においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての望ましい生き方を考えさせるようにする。
- 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
- 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
- 収集した情報を活用して、将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲が高められるようにする。
- 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
- 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
- 入学者選抜（選考）試験等終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反質問と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(4) 高等学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 意見交換の場やグループ学習などの生徒による主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 各教科・科目等において、人権教育と関連付けた指導を行うようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、社会人として必要な生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 望ましい生活習慣の形成に、家庭との連携を図りながら、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 差別や偏見の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての在り方生き方について自覚を深めさせるようにする。
 - 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
 - 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
 - 収集した情報を活用して、生きがい・やりがいがあり、自己を生かせる生き方や進路の実現に取り組むことができるようにする。
 - 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
 - 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
 - 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
 - 生徒の就職の応募に当たっては、以下の点に配慮する。
 - ・ 全国高等学校統一用紙を使用する。
 - ・ 応募・選考等で本人の能力・適性以外の理由で差別されることのないように、全教職員が統一用紙の意義を十分理解して指導に当たる。
 - ・ 試験終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反選考と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ※ 入学者選考（選抜）試験においても同様とする。

④ ホームルーム経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわるホームルーム経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を發揮できる場を設定し、ホームルームの一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(5) 特別支援学校

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校における人権教育推進上の配慮事項に準じますが、さらに以下の事項に配慮して人権教育の推進に努める必要があります。

- 各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間等の指導に当たっては、一人一人の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じて、目標・内容等を人権尊重の視点から十分吟味して、指導計画を作成し、系統的・発展的に指導を行うようにする。
- 幼児児童生徒一人一人が障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるようにする。
- 地域社会の一員として、主体的に自立し社会参加することができるように、様々な交流の機会を適切に設けるようにする。
- 一人一人が地域社会の中で積極的に活動し、心豊かに生きることができるように、家庭や福祉・医療・労働等の関係諸機関との連携を積極的に図るようにする。

5 学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修

各学校（園）において、人権教育の組織的な取組を推進するに当たっては、推進体制を確立するとともに、人権教育担当者の役割を明確にし、教職員の研修の充実を図ることが求められます。

(1) 推進体制の確立

教職員の人権教育に関する研修の企画立案、年間指導計画の策定や毎年の実践・点検・評価のとりまとめ等を行うための推進体制を確立することは、人権教育の目標の具体化を図る上からきわめて重要です。

そこで、校長（園長）のリーダーシップの下、人権教育担当者をはじめ、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任等で構成された校内人権教育推進委員会を組織し、実効性のある推進体制を確立することが求められます。

(2) 人権教育担当者の役割

人権教育に関する企画立案、推進委員会の運営及び人権教育の推進に関する調整等、学校（園）全体の指導的役割を果たす人権教育担当者は、校内（園内）推進体制の要の役割を担っています。

人権に関する情報を定期的にまた不定期的に職員に提供したり、校内（園内）における人権教育の研修が充実するように努力したり、人権侵害が生じた場合には、校長（園長）の指示に従って、迅速に対応したりするなどの役割を果たすように努めることが求められます。

(3) 教職員の研修

人権教育の効果を上げ、幼児児童生徒の人権感覚を健全に育成していくためには、その教育・学習の場である学校（園）・学級自体が、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境であることが求められます。

このような環境の一つに、教職員の言動があります。教職員の言動は、幼児児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。教職員が使う言葉の中には、幼児児童生徒が勇気付けられるものもあれば、逆に心の傷になるものもあります。また、教職員の態度や行動が、幼児児童生徒に差別や偏見の意識を植え付けてしまうこともあります。

したがって、教職員は、自らの言動が幼児児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をするとともに、教職員同士の間においても互いを尊重する態度を大切にしなければなりません。

各学校（園）においては、教職員自身の人権感覚を高め、人権教育に関しての指導内容や方法等の充実・改善を図るために、組織的・計画的に研修を進めていくことが重要です。

ア 研修内容

(7) 教職員の人権感覚の高揚

教職員自身が、自らの言動を振り返るとともに、人権尊重に関する正しい知識、人権尊重に関する望ましい価値観、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付け、人権感覚を高めることができるような研修を行う。

(イ) 幼児児童生徒の理解

学校（園）が組織として、具体的な事例を通して幼児児童生徒の指導の在り方について考えたり、幼児児童生徒理解を深める手立てについて学んだりする研修を行う。その際、個人情報の取扱いには十分配慮する。

(ウ) 人権課題の理解

子ども、女性、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者、刑を終えて出所した人、その他の人権課題などについて、全職員が理解と認識を深めることを目的とした研修を行う。

(エ) 指導内容・方法等の充実・改善

各教科等と人権教育との関連を図り、授業実践や研究協議等を通して、幼児児童生徒の人権感覚を養うための効果的な授業内容や方法及び学習教材等について充実・改善を図る研修を行う。

(オ) 推進体制の充実・改善

中学校区を単位とした人権教育の取組など、地域で人権教育を推進していくための組織づくりやネットワーク構築を目的とした研修を行う。

イ 研修形態及び方法

研修形態としては、全体研修、グループ別研修、個別研修などが考えられます。目的に応じて適切に選択するとともに、場合によっては、相互に補完しながら研修を進めることが大切です。

研修の方法としては、理論研究、授業研究、講義、講演・講習会、事例研究、フィールドワーク、参加体験型学習（ワークショップ）、K J法的手法などがあります。

Ⅲ 学習方法

幼児児童生徒の実態及び関心・意欲に基づいた学習を効果的に進めるためには、学習内容に沿った学習方法の検討が重要です。これまで同和教育が培ってきた手法に加えて、国際的な人権教育の潮流の中で、現在多種多様な学習方法が導入されています。したがって、それらの特性や学習指導上の留意点を踏まえながら、最も適切な学習方法を選択するようにしなければなりません。

特に、幼児児童生徒が人権問題を直感的にとらえ、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育てる視点から、人権教育の学習方法を充実・改善していく必要があります。人権感覚は、幼児児童生徒が学習に主体的に取り組むことを通して培われるものです。また、自他を尊重する学習環境の中で身に付けていくものです。

このように、人権感覚を育て、人権尊重の精神を養うためには、幼児児童生徒が自分で考え、感じ、活動するという主体的・実践的な学習方法を多く取り入れるようにしなければなりません。

1 様々な学習方法と指導の工夫

○ 文章教材を活用した学習

副読本等に掲載されている文章教材を中心資料としたり、補助的に用いたりしながら、学習を行うものです。多様な事例を提示でき、人権問題に対する基本認識を身に付けさせたり、共感的に理解させたりすることができます。

指導に当たっては、読み取り中心や知識偏重にならないよう工夫したり、幼児児童生徒の発達段階や実態及び文章教材の書かれた社会背景、時代背景を考慮して選定したりする必要があります。

副読本として、下記の資料を積極的に活用して下さい。

「人権啓発資料－ファミリーふれあい－」（小学生・中学生・高校生用）

<http://himuka.miyazaki-c.ed.jp/family/familyfureai.htm>

「はぐくむ－指導展開例集（小学生用：同和教育基本資料）－」

「人として－指導展開例集（中学生用：同和教育基本資料）－」

「人として－指導展開例集（高校生用：同和教育基本資料）－」

○ 視聴覚教材を活用した学習

DVD、ビデオ、録音テープ等の視聴覚教材を活用した学習方法です。教材の視聴に終始することなく、事前・事後の学習を充実させ、人権尊重に関する知識・価値観・技能を培うようにすることが大切です。

○ 聞き取り学習

地域の人々や家族などから体験や様子を聞き取るにより、課題を身近なものとするができます。

○ 交流、職業体験などの学習

地域の公民館、児童館、福祉施設等での交流学习や企業等での職業体験学習の中で、様々な人々との出会いを通して学習します。社会への視野を広げるとともに、人や社会とのつながりについて学ぶ上から有効です。

○ 参加体験型学習（ワークショップ）

グループでの話し合いや体を動かす活動に学習者が主体的に参加し、それぞれが自分の気付きや考えを表現したり、他の人の気付きや考えを聞いたりする中で、問題を解決したり、問題について認識を深めたりしていく学習活動です。

2 学習教材の選定・開発の留意点

○ 幼児児童生徒の発達段階に即して、自ら考えることのできる内容であること

内容が発達段階に即したものであるとともに、幼児児童生徒が正しく理解し、共感できるものでなければなりません。

○ 差別や偏見を見抜き、許さない心情や態度の育成につながる適切な内容であること

教材が、単に同情心をあおるだけのものであったり、好奇心から新たな偏見や差別意識をもたせたり、人を傷付けたりするようなものであってはなりません。人間として望ましい生き方や科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるとともに、人権意識を高め、あらゆる人権問題の解決への展望を示唆する内容であることが大切です。

○ 幼児児童生徒の生活上の課題に配慮されたものであること

一人一人の幼児児童生徒の家庭環境や、置かれている状況をよく理解した上で、教材としての適否を判断しなければなりません。

○ 系統的な指導の観点から検討されたものであること

資料や事例を教材として取り上げるかどうか、また、どのように取り上げるかは、学校（園）における人権教育年間指導計画とのかかわりにおいて慎重に検討されなければなりません。そして、全職員の共通理解に基づいて指導方針を確立し、指導の系統化を図るように留意することが必要です。

3 参加体験型学習（ワークショップ）

(1) 基本的な学習の進め方

① アイスブレイキング

ファシリテーター（進行役）は、これから始める参加体験型学習のねらいを説明し、アイスブレイキング（氷を壊すという意味）を行います。学習者の緊張感をほぐし、主体的に参加できる雰囲気づくりに必要な活動です。



② アクティビティ

アクティビティとは、学習活動のことです。ねらいを達成するために、学習者が意欲をもって取り組むことのできる活動を設定し、効果的な組み合わせを考えます。

アクティビティには、ロールプレイングやディベート、フォトランゲージ、シミュレーション、ランキングなど多種多様なものがあります。



③ グループ討議

アクティビティでの気づきなどをグループで話し合います。

互いの気づきや考えを表現し、共有しながら学習内容を深め、必要に応じて、グループごとに話し合ったことを模造紙等にまとめます。



④ 発表

各グループごとに発表します。ファシリテーターはそれらを整理したり、発表内容に対する意見を求めたりします。



⑤ 振り返り（まとめ）

学習者は、全体を通して分かったこと、理解が深まったこと、発見したことなどを発表します。

最後に、ファシリテーターは、本学習で大切なことを再度押さえるようにします。内容によっては、新しい課題を指摘するなどして終わることも考えられます。

〈ファシリテーターとして心がけたいこと〉

- ・ 聞く、話す、書く、考える、発表するなどの活動をバランスよく取り入れる。
- ・ 自らも学ぶ態度で臨み、学習者の立場で考える。
- ・ 学習者の主体的な学びや気づきの妨げになるような指示等はしない。
- ・ 学習者相互の意見交換の場を計画的に設定する。
- ・ 一人一人の意見や考えを否定せず、互いの気づきや考えの深まりを大切にする。
- ・ 学習のねらいを常に念頭におき、学習活動そのものが目的となることのないように留意する。

(2) いろいろな手法

○ ロールプレイング

役割演技とも呼ばれ、ある場面に基づいて役割を決め、模擬的に演じることに
よって、学習テーマに迫ったり、その役の立場を共感的に理解したりする手法で
す。基本的には、台本を用意せずに学習者に活動を委ねます。幼児児童生徒の場
合、大枠の流れを示す会話や状況を指導者側で準備したり、事前に学習者に演技
の内容を考えさせる場を設定したりすることも必要です。

○ 表現活動を取り入れた学習

調べ学習や様々な体験学習で学んだことを、新聞、紙芝居、人権作文・ポス
ター等にまとめ、発表することなどを通して、内容を共有することができます。

○ ディベート

一つのテーマについてルールを決め、「肯定側（賛成派）」と「否定側（反対派）」
に分かれて討論を行い、その論理性や表現力等を判定する手法です。グループの
人数が同じであること、発言時間が同じであること、発表順序が肯定側（第1 弁
論）→否定側（第1 弁論）→（作戦タイム）→（中略）→否定側（最終弁論）→
肯定側（最終弁論）となることなどのルールがあります。対立する意見を主張し
合うことにより、テーマに関するメリットとデメリットを明らかにし、多面的な
見方や問題解決能力、情報処理能力を養いながら、テーマに対する認識を深める
ことができます。

○ ブレインストーミング

テーマに対して一人一人が思い浮かぶことを自由に出し合い、それらを組み合
わせたり、別なアイデアを出したりして、新しい概念を創り出します。その際、
出された考えや意見を否定することなく尊重することが大切です。

○ フォトランゲージ

あるテーマに関する写真や絵をもとに、それらの資料から伝わるメッセージを
描かれている人の立場から読み取り、今まで自分が気付いていなかった事柄を発
見したり、学習者相互の価値観の違いに気付いたりしていく手法です。

○ シミュレーション

疑似体験とも呼ばれ、一定の状況を疑似的に設定して、その中で体験的に行動、
活動する方法です。アイマスク体験や車椅子体験、参加者の中に仮の権力関係を
設定して多数者と少数者の関係について体験する方法など、様々な疑似体験が考
えられます。

○ ランキング

様々なテーマについて、権利や具体的物品名等をカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順序にランキング（順位付け）して、その根拠等を整理し、結果について参加者相互が意見交換や討議を行います。討議のプロセスでは、一つの結果を導き出すということではなく、自分の考えを整理したり、他者の考えを理解したりすることによって、自分自身の認識を深めることができます。

○ フィールドワーク

実際に現地へ赴き、歴史的事実や現実から学ぶ活動です。過去の人々の生活や生き方を想像したり、事実を事実として自らの中に取り入れたりすることができる手法です。

4 コミュニケーション能力を高める学習

幼児児童生徒は、毎日の学校（園）・家庭・地域社会における生活の中で、人権尊重に関する知識・価値観・技能を身に付けていきます。このような知識・価値観・技能は、本来、家族や友達、地域の人々との日常的な交わりの中で、自然に身に付けていくものです。しかし、家庭でも地域社会でも人間関係は希薄化し、生活における様々な体験を通して人間関係の基本的な知識・価値観・技能を学ぶ機会は減少しています。その結果、人とのかかわり方を知らない幼児児童生徒や、かかわり方は知っていても実践する能力や態度が身に付いていない幼児児童生徒が増えています。

したがって、これからは学校教育の中で、幼児児童生徒に適切な人間関係づくりについての基本的な知識を教えたり、人間関係に関する一定のルールやマナーを身に付けさせたりする必要があります。また、人間関係から生ずる問題を解決する方法や、伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力などを、参加体験型学習やスキル学習を通して身に付けるようにすることが求められます。

コミュニケーション能力とは、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような力です。自分の気持ちを伝えられることが、人権や差別の問題について理解を深めたり解決したりする基盤となります。そして、人の思いを分かろうとすることが、他者の権利に関心をもつ出発点になるのです。こうしたコミュニケーション能力は、異なる文化や考え方をもちた人々と交流する上でも大切です。

(1) 自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習

人には、自分の気持ちや考え、意見、希望を率直に表現することができない場合があります。例えば、「相手を怒らせてしまわないか。」とか「どう答えてよいか分からない。」など、言いたいことを言えないという場合です。また、言った後に「どうも自分の言い方は相手を怒らせてしまったようだ。」と感ずることがあります。どちらも相手との関係も対等であるとは言えず、自分の気持ちがうまく伝えられていません。

そこで、互いの関係を損なわずに、自分の思いや考えを伝えるための自己表現の方法として、アサーティブネスの考え方があります。

アサーティブネスとは、自他を共に大切にしたい自己表現のことで、自分の思いや考えを、率直に正直にしかも適切な表現で相手の人格を尊重しながら伝えることです。

ア アサーティブネスで踏まえること

アサーティブネスでは、例えば「誠実」「率直」「対等」「自己決定と責任」という観点を踏まえた上で、人と向き合い、よりよい人間関係をつくっていくことが求められます。

○ 誠実

「誠実」とは、自分の気持ちにうそをつかず、相手にも正直に自分の気持ちを伝えることです。

自分の気持ちにうそをつかないことが、自分にも相手にも誠実であるための第一歩です。

○ 率直

「率直」とは、自分の気持ちや要求を相手にきちんと伝わるように表現することです。

伝えたいことを、相手にはっきり分かるように、分かりやすい言葉で、「私はこうしたい。」「こうしてほしい。」「これはいやだ。」とすることを、具体的に伝えることです。

○ 対等

「対等」とは、相手と向き合う時に、自分をむやみに卑下したり、相手を見下したりして話をせず、自分も相手も尊重することです。言いやすい人ばかりに言いたいことを言うのではなく、だれに対してもどの場面においても、誠実に伝えるということが原則です。

○ 自己決定と責任

「自己決定と責任」とは、文字どおり、自分の言動は自分で決定し、責任をもつということです。

イ 自己表現の三つのパターン

攻撃的な自己表現	アサーティブネス (非攻撃的な自己表現)	非主張的な自己表現
相手の気持ちを考えず、自分の気持ちを優先させ、自分の言いたいことだけを言う。	相手の気持ちを大切にしながら、自分の言いたいことを主張する。	相手に対して自分の言いたいことを言えない。または、言わない。

ウ アイ（わたし）メッセージを基本にする

アサーティブネスの一つの方法として「アイ（わたし）メッセージ」があります。対立が起こった時に、「あなたが〇〇だから」「あなたって人は全く〇〇なのだから」といったように「You（あなた）」を主語にして話し、結果的に相手を非難していることが多くあります。言われた方は、自分が非難されていると受け止め感情的になり、譲り合おうという姿勢がなくなり、衝突が起きてしまうことがあります。

「アイ」を主語にして話すと、相手に受け止めてもらいやすくなります。「アイメッセージ」は、相手の反感を買うことなくスムーズに自分の思いや考えを伝えることができるコミュニケーションの方法です。

アイ アイメッセージの表現の仕方の例

① 事実の確認

「おなかが痛くて約束の時間に来ることができなかったのね。」

② 自分の気持ちの伝達

「なかなか来ないので、事故にでもあったのではないかと、
わたしはとても心配したのよ。」

③ 行動変容への提案

「今度から、遅れるときには、必ず電話してね。」

エ アサーティブ・トレーニング

アサーティブ・トレーニングとは、実践的なロールプレイングを繰り返しながら、自分の要求と感情を適切に表現する方法を身に付けていく練習です。

アサーティブネスを理解し身に付けるためには、これまで自分が行ってきた思いを伝えるための表現の仕方に気付くことが大切です。

アサーティブネスを日常から心掛けたり、アサーティブ・トレーニングを積み重ねたりする中で、確かな技能が身に付き、より望ましい人間関係を築く力が培われます。

【演習～アイ アイメッセージで考えてみよう～】

- ① 水を飲む順番を待って並んでいました。すると、A君が割り込んできました。
- ② 勉強をしようと思っていたテストの前日の放課後、Bさんが突然ノートを借りにきました。
- ③ 隣に座っているCさんが、黙って消しゴムを使いました。
- ④ D君がEさんの本を取り上げて、いじわるをしています。
- ⑤ F君から遊びに誘われましたが、今日はどうも気が乗りません。

(2) 聞く力を高めるための学習

「聞く」ことで大事にしたいことは、「自分のための情報として聞く。」「批判的な気持ちで聞く。」など自分中心的な聞き方をするのではなく、「相手の言うことを理解しようとして聞く。」ことです。相手を理解するように聞くことを心掛けていくことは、コミュニケーションの活性化を図る上でとても重要なことです。意識的に集中して相手の話に耳を傾けて聞く時には、「聞く」ではなく、「聴く」という文字を使用する場合があります。幼児児童生徒には、そのような「聞く力」を育てることが望まれます。

傾 聴

参加体験型学習の中に、「傾聴」という、共感的に聞く姿勢を高めるトレーニングがあります。傾聴では、例えば2人一組で、一方は話す側、一方は聞く側になって、1分間ずつそれぞれが「話す」「聞く」という行為に集中するようにします。そして、役割を交代してそれを繰り返します。

ファシリテーターは、聞く側が、「心を傾ける」「体全体で共感を表しながら」「質問は一切しない」という三つのルールを守りながら聞くことに集中するように意識付けを行うことが大切です。聞いているつもりでも、実際には相手に心が集中していない、途中で質問したくなる自分に気付くなど、自分自身が普段どのような聞き方をしているか振り返ることにもつながります。

聞く力も技能の一つですから、身に付けるためには繰り返しトレーニングをすることが必要です。

各人権課題に対する取組 〔子ども〕 ア 現状と課題

幼児児童生徒を取り巻く環境は、少子化、核家族化、情報化、都市化（一方では過疎化）の進行など大きく変化しており、こうした変化が子ども達にも大きな影響を及ぼしています。

我が国は物質的には豊かになり、生活の利便性が向上する一方で、生活体験や自然と触れ合う機会が減少したことにより、幼児児童生徒に生命や自然に対する畏敬の念、我慢する心や物を大切に作る心が育ちにくくなっています。

また、地域の間人関係の希薄化により、各家庭が孤立しがちになり、子育てに対する不安や悩みなど精神的負担を抱え自信をもてなくなった保護者が増加するとともに、我が子に対する過保護や過干渉、放任という状況も現れています。

さらに、家庭や地域の教育力の低下によって、幼児児童生徒に対して規範意識や社会性、共生の心を育てにくい環境になっています。

少年による犯罪は、全国的に多発しており、質的にも凶悪化・粗暴化しています。また、幼児児童生徒の保護者や同居人による虐待件数や、犯罪に巻き込まれ生命を奪われたり、被害を受けたりする幼児児童生徒の数も年々増加の傾向にあります。出会い系サイトやテレクラ、援助交際という名の売買春行為や低年齢化の傾向をみせる薬物乱用など幼児児童生徒の健康や福祉を害する犯罪が多発しています。また、インターネット上では、児童ポルノ、露骨な性描写、暴力・残虐シーンなどの有害情報が氾濫しています。さらに、学校（園）をめぐるっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状態にあります。

幼児児童生徒の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されています。また、国際的にも児童の権利に関する条約において権利保障の基準が明らかにされています。

このような状況を踏まえ、我が国では、平成6年（1994年）に「児童の権利に関する条約」を批准し、条約に対する取組を国連に報告しています。国連は、その我が国の取組に対して、平成16年（2004年）に2回目の指摘及び勧告を行いました。我が国ではこれを受け、さらに新たな取組を行っています。国内においては、平成16年に「児童虐待の防止等に関する法律」の一部を改正し、児童虐待の定義の見直しがなされるとともに、通告対象の拡大や虐待を受けた児童等に対する支援などが追加されました。

宮崎県においても、我が国の動向を踏まえるとともに、昭和52年に制定した「宮崎県青少年健全育成条例」の適正な運用などにより、幼児児童生徒が健全に成長できるような環境づくりに努めています。また、平成14年に「ひむか青少年プラン21」を策定し、「新次代を切り拓く 心豊かで たくましく 行動力に富んだ青少年」の育成を掲げ、その実現に向けて施策を推進しています。

このような状況の中で、今後、健やかに幼児児童生徒を育てていくためには、学校（園）や家庭、地域社会が互いに連携を図りながら、それぞれの教育力を高め、その力を十分に発揮することが求められます。また、大人は、幼児児童生徒を健全に育てていくことの大切さと責任を再認識し、幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を積極的に推進していくことが求められています。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図るための教育を、幼（保）小中高を通じ一貫して実施することが求められます。

そのためには、各学校（園）における人権教育を充実させるとともに、幼児児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にされた学校（園）・学級経営が行われる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 生命や人権を尊重する心、正義や公正さを重んじる心をもつとともに、互いの違いを受け入れることのできる幼児児童生徒の育成を図り、共に生きる社会の実現を目指すように努める。
- 2 いじめは幼児児童生徒の人権にかかわる重要な問題であり、人間として絶対に許されないとの認識のもとに、その解決を図るため、相談体制の整備・充実、研修の充実、家庭や地域社会への啓発の充実に努める。
- 3 ボランティア活動などを通じた地域社会への参加や奉仕活動、自然との触れ合いなどの体験活動を通して、人権尊重の精神の涵養、社会の一員としての役割の自覚を促し、心豊かな幼児児童生徒の育成を目指す。
- 4 幼児児童生徒一人一人の生活環境を十分に把握し、それぞれの発達段階に応じた豊かな人権感覚を身に付けさせるための適切な指導を行う。
- 5 学校（園）の取組を公表したり、幼児児童生徒と保護者が一緒になって取り組む活動を工夫したり、保護者や地域の人々との意見交換をする場を設定したりするなど、学校（園）・家庭・地域社会が連携し、共に育てていくという視点に立ち、幼児児童生徒の人権を尊重し、生命や安全を守るための取組を行う。
- 6 幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、一人一人が人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を身に付けるための多様な体験的な活動を、学校（園）の実態等に応じて積極的に取り入れる。その際、事前指導や事後指導を工夫し、その取組がイベント的なものに終わることなく計画的・系統的に取り組む必要がある。
- 7 教職員は幼児児童生徒の意見をしっかり受け止めて聞く、明るくていねいな言葉で声をかけるなど、一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度をもって指導していく必要がある。特に、不登校（傾向）のある幼児児童生徒には、このような配慮が求められる。
- 8 教職員は、いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が発生したときは、これらの行為を見過ごすことなく、学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級にしていかなければならない。
- 9 教職員は校内研修や校外研修、自己研修等を通じ、人権尊重の意識を高め、自分自身の人権感覚を磨くなど、資質の向上を図ることが求められる。
- 10 教職員は人権尊重の理念について十分に認識し、幼児児童生徒一人一人が大切にされていることを自ら実感できるような環境づくりに努める必要がある。その際、教職員による自らの言動が、幼児児童生徒の人権を侵害することのないように常に意識しておかなければならない。

〔女性〕

ア 現状と課題

女性の地位向上は我が国のみならず世界各国に共通した人権課題となっており、国連において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、これに続く10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に推奨されました。

さらに、昭和54年（1979年）には「女子差別撤廃条約」の採択（日本は昭和60年に批准）、平成5年（1993年）には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においても、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組がなされています。

まず、日本国憲法においては、法の下での平等について規定し、性別により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（第14条）と定めるとともに、家族関係における男女平等について明文の規定（第24条）を置いています。

また、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年には「男女共同参画基本計画」、平成17年には「男女共同参画基本計画」（第2次）が策定されました。さらに、ストーカー行為やドメスティック・バイオレンス（DV）を規制する法律も整備されました。

宮崎県においても平成13年に、男女共同参画社会づくりの推進拠点となる宮崎県男女共同参画センターを開設、平成14年に「みやざき男女共同参画プラン」の策定、平成15年に「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行するなど、積極的に取組を推進しています。

平成15年に行われた県の「人権に関する県民意識調査」によると、「人権侵害を受けた」と回答した人の割合は29.7%となっており、その理由に関しては「女性であること、男性であること」が26.3%と最も多い回答となっています。

さらに、「女性に関する人権上の問題」では、「育児、家事、介護などを男女が共同で担うことができる社会の仕組みの未整備」が44.5%、「職場における採用、賃金、配置、昇進などでの格差」が38.5%、「男女の固定的な役割分担意識」が33.1%、「DV」が29.9%、「セクシュアル・ハラスメント」が24.8%という結果が出ています。このような状況に対して、県民が望んでいる女性の人権問題の取組については、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が58.8%と最も高い回答となっています。

平成17年度に実施した宮崎県の「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、男女の平等感について、家庭生活、職場、慣習等の多くの分野で「男性優遇」という結果が出ており、「男女は平等になっている」と感じる割合は1割程度にとどまっています。

このように、社会生活の様々な場面において、女性が不利益を受けることが少なからずあります。さらに、DVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する人権侵害が大きな社会問題となっており、まだまだ男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

このような状況は、今後、社会が発展していく上で大きな障がいとなる問題です。女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指した取組を、今まで以上に積極的に推進していくことが求められます。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立するため、男女平等を推進する教育の充実を図ることが求められています。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 男女が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を發揮できるような学校（園）・学級経営を推進する。
- 2 一人一人の自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育の充実を図る。
- 3 女性が精神的、身体的及び社会的に、より自分らしく生きていけるような社会を実現するために、男女が共に相手を正しく理解し、認識を深めるための教育を推進する。
- 4 女性の人権について正しい知識と理解を深めるために、関係機関と連携した教育を推進する。
- 5 幼児児童生徒が性別役割分担意識をもつことなく、仕事と育児・介護が両立する社会を築くことの重要性が理解できるような教育を推進する。
- 6 学校（園）の教育活動全体を通して、進路指導やキャリア教育の内容の充実を図り、幼児児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育み、一人一人の能力や適性を生かすことのできる指導の充実を図る。
- 7 養護教諭との連携の下、人間尊重及び男女平等の精神に基づく性教育の指導の充実を図る。その際、学校（園）だけでなく、家庭や地域社会、関係機関との連携を図りながら、女性の人権や、互いの性に対する正しい理解や認識を深めていく必要がある。
- 8 DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性を取り巻く様々な社会問題の現状と課題を把握し、女性の人権確立のための正しい理解と認識を深めるための研修を積極的に推進していくことが求められる。

〔高齢者〕

ア 現状と課題

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいます。各国が高齢化社会の到来に備えた各種の取組を具体化することを目的として、平成4年（1992年）の国連総会において、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。我が国では、平均寿命の伸びや少子化の進行等に伴い高齢化が急速に進んでおり、平成26年には4人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会を迎えると予測されています。本県では、全国平均より5年ほど早く高齢化が進んでおり、平成16年10月1日現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は22.8%となっています。

このような中、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、介護を要する高齢者に対する不適切な処遇、判断能力の不十分な高齢者に対する詐欺商法等による財産侵害などの問題が出てきています。

そこで、国においては、平成7年に「高齢社会対策基本法」を制定するとともに、翌平成8年に「高齢社会対策大綱」を定め、各種の対策を進めてきました。そして、平成13年には、より一層の対策を推進するため新しい「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会づくりを推進しています。また、平成18年4月からは、高齢者を虐待から守る「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。

本県においては、平成18年3月に策定した「第四次宮崎県高齢者保健福祉計画・第三期宮崎県介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者の社会参加の促進や地域が一体となって高齢者の自立した生活を見守り、支え合う取組等を推進することにしています。

今後、学校（園）・家庭・地域社会においては、高齢者の人権に配慮しながら積極的に高齢者と交流し、共に学び合うことを通して、高齢者の生き方や願いを共有し、互いを認め合う人間関係づくりを目指す必要があります。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者の人権についての理解を深めながら高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 高齢者に対する差別や偏見の問題に気付かせるとともに、自分自身の課題としてとらえることができるようにする。
- 2 幼児児童生徒が高齢者と交流をする中で、相互理解や連帯感を深めるようにする。その際、できるだけ高齢者のもつシニアパワー（優れた知識・技能、経験等）が生かせるような場を設定する。
- 3 「敬老の日」「老人の日・老人週間」の行事を通じ、幼児児童生徒が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるようにする。
- 4 教職員は、高齢者の人権にかかわる研修を深め、家庭・地域社会と連携・協力を図りながら指導を充実する。

〔障がいのある人〕

ア 現状と課題

我が国は障がいの有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がいのある人が差別されることがない社会の実現に努めるとともに、自立と社会参加に向けた支援を行うことが必要です。

宮崎県は、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、乳幼児期から卒業後まで一貫して計画的に療育や教育を行うために、平成18年3月に「みやざき特別支援教育プラン」を策定しました。

今後は、一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの主体的な自立や社会参加の基盤となる「生きる力」を培うとともに、交流教育や共同学習を積極的に進める必要があります。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒が障がいのある人にかかわる人権上の問題に主体的に気付くことが必要です。そのためには、障がいのある人に対する理解を深め、思いやりの心を育むとともに、ボランティア等の体験活動への参加を促進し、障がいのある人との交流など多様な学習の機会を充実していくことが大切です。

特に、障がいのある幼児児童生徒との交流は、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ場としてとらえることが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 障がいを正しく理解することにより、障がいのある人の問題を社会全体の課題として認識し、共に解決していこうとする態度を育成する。
- 2 一人一人の違いを個性としてとらえ、認め合い、障がいのある人に対する差別や偏見の問題を解決していく実践力を身に付けるため、共に生きる社会の実現を目指す態度を育成する。
- 3 障がいのある人自身の進路に関する自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共感することを通して、支援やネットワークの活動に積極的にかかわる態度を育成する。
- 4 障がいのある人の社会参加を実現していくために進路指導を充実させ、社会の中で互いの生き方を認め合う人間関係づくりに取り組む。

〔同和問題〕

ア 現状と課題

昭和40年に出された「同和対策審議会答申」では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題である。」と定義しました。そして、その答申の中で「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」とし、その趣旨を踏まえて関係法令が整備され、同和対策事業が進められました。

昭和44年「同和対策事業特別措置法」、昭和57年「地域改善対策特別措置法」、昭和62年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地对財特法」という。）」を制定し、数々の施策を推進してきました。

このような状況の中、平成8年に「地域改善対策協議会意見具申」が出されました。これまでの特別対策により生活環境の改善をはじめとする物的面での較差は大きく改善されましたが、この具申では「今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適性化である。」と指摘しました。また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言しました。

これを受けて、平成9年、地对財特法はその対象とする事業を絞り込み、さらに5年間の延長で平成14年3月31日までに事業を終了し、今後は一般対策の中で対応することになりました。

宮崎県においても、同和問題の早期解決に向けて同和対策事業を推進し、その結果、生活環境などの物的な面においては相当程度改善が進みました。

教育については、昭和52年に「宮崎県同和教育基本方針」を策定（昭和62年改定）し、教育基本法の理念のもとに、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった児童生徒の育成を目指して、すべての学校（園）及び地域社会において人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に展開してきました。

啓発については、宮崎県人権啓発推進協議会や宮崎県人権啓発協会が中心となって、講演会の開催、資料の作成・配布などの様々な啓発活動を積極的に展開するなど同和問題の早期解決に向けた人権意識の高揚に努めてきました。

同和問題を解決することは、同和地区の人々の基本的人権を保障することです。そのためには、すべての国民が今日の社会に根強く残っている不合理や偏見に気付き、互いの基本的人権を大切に自分自身の課題としてとらえ直すことが必要です。

同和問題をはじめとする様々な差別の不当性を国民一人一人が認識し、差別の撤廃に向けてそれぞれの立場で努力することは、国民の果たすべき責務として当然のことと言えます。国民一人一人が同和問題と真摯に向き合い、解決のために主体的に取り組むことによって、初めて解決が可能になるのです。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校（園）や地域の実情を踏まえ、学校（園）が相互に連携を図り、全教育活動を通して同和問題についての正しい知識を身に付け、基本的人権を尊重する意識や態度を育成し、同和問題の解決を図るための実践力を養うことが求められます。

さらに、同和問題の解決を図るための意志と実践力に富んだ指導者の養成や研修の充実に努める必要があります。

指導においては、以下の内容に配慮することが必要です。

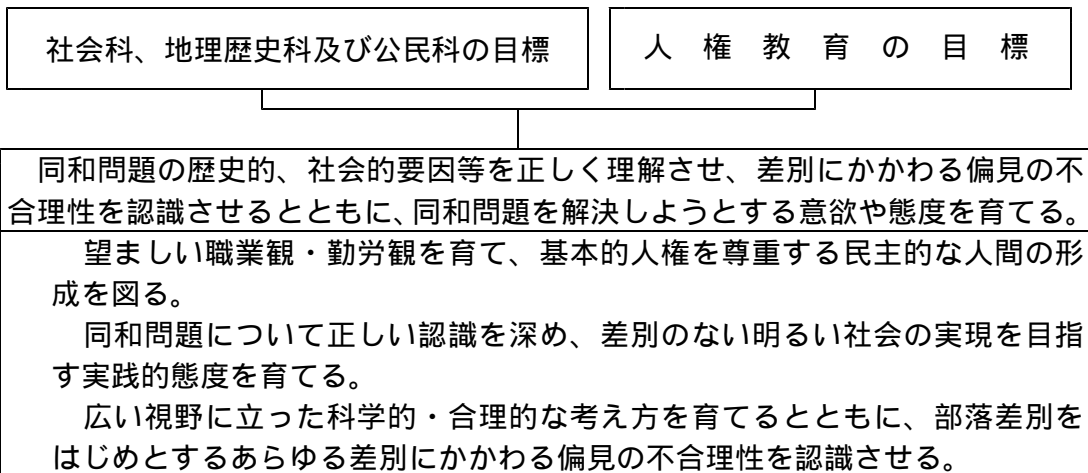
- 1 社会科、地理歴史科及び公民科は同和問題との関連が強く、適切な指導が必要である。小学校第6学年、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書で、同和問題に関する内容を取り上げている。したがって、教師は、教科書表記の変遷を踏まえつつ、同和問題に対する正しい知識と認識をもち、同和問題を解決するための意志と実践力とをもちた児童生徒の育成に努めなければならない。
- 2 社会科、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、教科の目標と人権教育の目標とのかかわりを明確にし、児童生徒の発達段階を十分考慮した指導が必要である。

社会科、地理歴史科及び公民科の究極のねらいは、児童生徒に、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことである。

公民的資質とは、民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合うこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすることなどの態度や能力のことである。

こうした公民的資質は、人権尊重の理念を生かすためには不可欠なものである。

(1) 社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する基本的な考え方

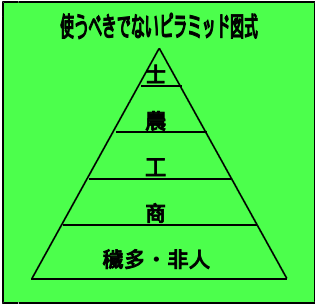


(2) 指導計画作成上の手順

社会科、地理歴史科及び公民科の目標と同和問題との関連を明らかにする。	基本的人権の尊重にかかわるねらいや内容は、人権教育の基本理念であり、社会科、地理歴史科及び公民科の目標と共通するものであることを明確にして、ともにねらいが達成されるよう配慮する。
人権教育の目標と照らし合わせて指導内容を見直す。	同和問題や望ましい職業観・勤労観に関する指導内容については、人権教育の目標と照らし合わせて、精選する。
学年別単元一覧表を作成する。	各単元や分野間の関連を図るとともに、同和問題に関する内容を整理し、単元一覧表を作成する。
年間指導計画を作成する。	同和問題に関する内容について、単元名、目標、指導時数、学習内容、資料等を明らかにし、同和問題の指導が適切に行われるよう、児童生徒の発達段階を考慮して指導計画に位置付ける。

(3) 指導に当たっての留意点

全職員の共通理解に立って指導すること。	人権教育は広い視野に立って、学校における全教育活動を通して進められるべきものである。そのためには、学校における人権教育の基本的立場を踏まえ、学級においても、日頃から学級の望ましい人間関係の醸成を図り、社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する指導内容の正しい理解と認識が深められるようにすることが大切である。
全職員が研修を深め、指導に積極的にかかわること。	社会科、地理歴史科及び公民科の教師だけでなく、全職員を対象に同和問題について識見を高めるための研修を行い、同和問題に関する指導内容や指導方法についての理解を深める。
学校や地域、さらには児童生徒の実態に応じて指導すること。また、教科書の記述に基づいて指導すること。	学校や地域の特性を十分考慮するとともに、児童生徒の実態や発達段階に即して、教科書の記述内容に基づいて、偏った資料ではなく、適切な資料をもとに指導する。その際、児童生徒が興味本位に受け止めることのないよう事実に基づいて指導し、差別事象を誇張したり、歪曲したりすることのないように配慮する。

	<p>「士農工商穢多・非人」という表現については、もともと江戸時代の文献に見出すことのできない身分制度であることから教科書では扱われておらず、ピラミッド型の図式で指導しないようにする。</p> 
<p>部落史の研究成果を踏まえ歴史を総合的にとらえる学習にすること。</p>	<p>差別されてきた人々の生活の悲惨さを強調するのではなく、文化や生産など社会に貢献してきた生き方に視点を当てた学習内容とする。</p>
<p>同和問題を江戸時代の歴史の中に埋没させず、近現代も含めて歴史の流れの中でとらえさせ、同和問題が現在も続いている問題であることを理解させること。</p>	<p>特別に取り出して「特殊な歴史」扱いにしない。 結婚差別や就職差別、差別発言や差別落書き等、今なお残っている部落差別に対して、正しい理解と認識を深める。 特に、賤称語については、現在もこの言葉で深く傷つけられている人々がいて、この言葉は差別をなくすためにのみ使うことを許されるものであり、相手を攻撃したり冗談で使ったりすることは許されないものであることを理解させる。</p>
<p>同和問題を自分の問題としてとらえ、正しく判断し行動すること。</p>	<p>現在も差別されている人々の思いや願いを理解し、同和問題を解決するために何ができるか判断し、実践していこうとする態度を養う。</p>

同和問題の解決を目的とした研修では、宮崎県教育委員会が発行している下記の資料を積極的に活用して下さい。

- 「同和教育基本資料 同和教育推進のために 」(平成12年3月)
- 「人権教育指導資料 小学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 中学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 高等学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 社会教育 」(平成19年3月)

〔アイヌの人々〕

ア 現状と課題

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において、北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化対策などにより、十分な保存や伝承が図られていないとは言えない状況にあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ（アイヌ語で同胞という意味）福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との格差がなお認められるほか、結婚・就職等における差別や偏見の問題が根強く存在しています。

このような状況を踏まえ、法制度を含めた今後のウタリ対策の在り方が検討され、平成9年5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。現在、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発が図られています。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るために、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の人権を大切にする教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 アイヌの人々に関する問題は、北海道に住む人たちだけの問題ではなく、国民一人一人の問題であることを認識できるようにする。
- 2 アイヌの人々に関する問題については、社会科等で取り上げられている内容を踏まえ、基本的人権の尊重の観点から教育を推進するとともに、教職員の研修の充実を図る。

〔外国人〕

ア 現状と課題

我が国では、国際化の進展に伴い、全国的に在留する外国人が増加し、その国籍も多様化する傾向にあります。

このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。

このような中、国籍、民族、文化、価値観などの異なる人々が、互いを理解し、尊重しながら共に生きていける「多文化共生社会」づくりを推進することなどを目的として、宮崎県では、平成17年に「宮崎県国際化推進プラン」を策定しました。

今後は、このプランを基本として、外国人の人権を擁護し多文化共生社会を実現するために、国際交流・協力団体等と連携しながら、外国の文化や習慣等についての正しい理解を深め、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進することが求められています。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、これからの国際社会に生きる幼児児童生徒が、外国人や外国の文化に親しみをもち、正しく理解し、共によりよい社会を形成していこうとする態度の育成が求められます。

そのため、国際化の著しい進展を踏まえ、異なる習慣・文化、価値観をもった人々と共に生きることの大切さを理解させる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 外国人の幼児児童生徒が集団生活に適應したり、自らの思いを表現したりできるように日本語指導を含めた支援を充実する。
- 2 外国人の幼児児童生徒が能力や適性を十分に発揮し、自己実現を図ることができるように、保護者や関係機関と連携し、適切な進路指導を行う。
- 3 外国人の幼児児童生徒が日本で暮らしている社会的背景及び関係する国の歴史や文化・習慣について理解が深まるような学習を推進する。
- 4 国際化の著しい進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成する。

〔H I V感染者等〕

ア 現状と課題

H I V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。そのため、感染者や患者の多くが不安や苦しみを明らかにできない現状があります。

そこで、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さを広く伝えるとともに、H I V感染者やエイズ患者との共存・共生に関する理解を深めることが求められます。

宮崎県においては、平成11年に「宮崎県感染症予防計画」を策定し、エイズ予防キャンペーンや専用電話「エイズホットライン」による相談事業等により、差別や偏見をなくすための正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。

今後は、最新の情報に基づく正しい知識や予防の普及を通じて、H I V感染者やエイズ患者に対する偏見の払拭を図るとともに、感染者・患者等の思いや願いに学び、共に生きる態度や行動力を育むための教育の推進が求められています。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、H I V感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を払拭するために、エイズ教育（性教育）の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることが必要です。そのためには、正しい理解を図るための教材開発や教職員の研修を充実することが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 H I V感染等について正しく理解するとともに、差別や偏見の実態を正しくとらえ、共に生きる社会を築こうとする態度や実践力を高める学習に努める。
- 2 幼児児童生徒の家族にH I V感染者・エイズ患者がいたり、H I Vに感染している幼児児童生徒が在籍したりしている場合には、差別や偏見に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。
- 3 養護教諭や関係機関との連携を図りながら、エイズ教育（性教育）の指導の充実に努める。

〔ハンセン病患者・元患者等〕

ア 現状と課題

平成13年5月11日にハンセン病患者・元患者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下されました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者等に対する補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られました。しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことや高齢化、社会の差別や偏見が存在することなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。

宮崎県においては、講演会の開催や小・中・高校生等を対象とした療養所訪問事業などにより、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解を図るとともに、本県出身者の社会復帰に向けての関係機関との支援体制づくりに努めています。

今後は、ハンセン病患者・元患者等について正しく理解し、患者等に対する偏見の払拭を図るとともに、患者等の思いや願いに学び、共に生きる態度や行動力を育むための教育の推進が求められます。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 ハンセン病患者・元患者等の話を聞いたり、施設への訪問をしたりするなど、ハンセン病や患者等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。
- 2 国の政策や判決等の学習だけに終わることなく、ハンセン病患者・元患者等と共に生きる社会の実現を目指す態度の育成を図る。

〔犯罪被害者等〕

ア 現状と課題

現代社会においては、殺人や傷害などの生命、身体に対する犯罪行為が多発しています。こうした犯罪行為により、犯罪被害者やその家族は直接的な被害だけでなく、入院生活をしたり、働き手を失ったりすることによる経済的被害や、マスコミの行き過ぎた取材や報道などで受ける精神的被害など二次的被害といわれる様々な被害を受け、それまでの人生が一変することがあります。

このような状況の下、近年、我が国では犯罪被害者等の人権への配慮と保護に対する社会的関心が高まり、平成16年12月には犯罪被害者等の権利と犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

宮崎県では、平成16年4月に設立された「社団法人宮崎犯罪被害者支援センター」が、犯罪被害者等支援についての広報啓発を行っています。また、専門的な研修を受けた支援活動員による電話相談や面接相談、病院、裁判所等への付き添い、カウンセリングや法律相談の仲介など、個々の犯罪被害者等に応じたきめ細かな支援を行っています。

今後は、「犯罪被害者等基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援活動を行っていく必要があります。また、犯罪被害者等がおかれている立場を踏まえ、関係機関・団体と連携して、社会全体で支えていこうとする態度を育むための教育の推進が求められます。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、犯罪被害者等が精神的被害や経済的被害など様々な苦しみを負っていることを理解させるとともに、犯罪被害に対する周囲の人からの差別や偏見、マスコミによるプライバシーの侵害など様々な問題について認識を深めさせることが必要です。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- 1 犯罪被害者等の立場を十分配慮した上で、慎重に学習が進められるようにする。
- 2 法の整備や犯罪被害者等の支援の必要性に関する意識の高まりなどについて、調査したり、まとめたりする機会を設けることにより、犯罪被害者等の思いや願いを十分に理解できるようにする。

〔インターネットによる人権侵害〕

ア 現状と課題

近年、各学校（園）や各家庭・個人でのインターネットの利用の機会が増加しています。インターネットは、様々な事柄を調べることができると同時に、だれでも自由に情報の受発信ができ、世界とつながることができる便利な側面をもっています。

しかし、インターネットによる情報の受発信の容易性や匿名性から、電子掲示板やチャット等を利用した誹謗中傷による個人の名誉の毀損や差別を助長する表現の掲載、少年犯罪者の実名や顔写真の掲載、個人情報流出など、人権侵害にかかわる情報モラルの問題が数多く発生しています。また、有害情報を掲載している携帯サイト等が原因で幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、少年自身が犯罪を犯したりする事件も増加の傾向にあります。

このようなインターネットによる人権侵害や犯罪の増加に伴って、それぞれの人権を守るために、平成14年5月には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行されました。この法律は、インターネットによって自己の権利を侵害されたとする人が、関係するプロバイダ等に対し発信者の情報の開示を請求できるものです。

宮崎県においては平成16年4月に「宮崎県個人情報保護条例」、また、国においては平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、個人の情報や権利が守られるような制度が整備されました。

しかし、インターネット等による人権侵害は後を絶ちません。今後、インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや人権を守るための研修や啓発がますます重要になってきます。

また、このようなインターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人一人が他の人の人権を侵害しないよう個人の人権意識を高めるとともに、インターネットについての正しい知識を身に付けるような学校（園）での指導が求められます。

さらに、教職員は、常に幼児児童生徒の様々な個人情報にかかわっていることを認識するとともに、取り扱う際には細心の注意を払う必要があります。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、情報化推進リーダーの下、職員研修を実施し、インターネットを活用した教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒一人一人に対する情報モラルの指導の徹底が重要となってきます。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- 1 インターネットの情報モラルに関する指導について、指導体制を見直すとともに、教育課程や指導計画に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- 2 情報に関する内容を取り扱う教科等で、情報の収集・発信における個人の責任や情報のモラルについて理解を図る。
- 3 インターネット利用上のルールやマナーについて、学校（園）・学級だよりや参観日等の様々な場面を通して、家庭・地域社会への啓発に努める。

〔性的少数者〕

ア 現状と課題

性的少数者に関しては、心の性と体の性との食い違いに悩む人々（性同一性障がい）や同性愛の人々に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題があり、これらの人々に対する差別的扱いについては、不当であるという認識が広まっています。

そこで、特に性同一性障がいについては、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別を変更できるようになりました。また、地方自治体の中には性同一性障がいに悩む人々への配慮から、「各種の申請書類から可能な限り性別欄を削除する」という動きも出てきました。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性的少数者の人権を守るために、性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。人はそれぞれ外見も考え方も違います。しかし、その違いを理由に差別されたり、偏見をもたれたりすることが少なくありません。これからは、このような違いも個性としてとらえ、互いに認め合うことの大切さを様々な場で指導していく必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 性的少数者に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題を人権問題として認識することができるようにする。
- 2 性的少数者として悩んでいる幼児児童生徒がいる場合には、その悩みを十分に受け止め、偏見や中傷に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。その際、プライバシーには十分配慮し、保護者や他の教職員、関係機関とも連携を図る。

〔刑を終えて出所した人〕

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見や差別意識があります。刑を終えて出所し社会復帰を目指す人たちは、本人に真摯な更生の意欲があっても、就職に際して差別されたり、住居等の確保ができなかったりするなど、現実はいわゆる厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、家族・職場・地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、家庭・地域社会や行政機関とも連携を図り、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進する必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 刑を終えて出所した人の更生のために、プライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方に立つようにする。
- 2 幼児児童生徒の中で、刑に服している人や刑を終えて出所した人が家族にいる場合には、差別や偏見に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。

〔拉致被害者等〕

ア 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題です。

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりました。日本の当局による捜査・調査の結果、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

政府は、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題等に関する国民世論の啓発について国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から16日まで）を定め、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深める取組を行っています。さらに、平成23年4月の閣議で「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が同基本計画に盛り込まれました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、今後は国民の関心と認識を深めることが求められています。

本県も政府認定の拉致被害者1名、北朝鮮に拉致された疑いがある「特定失踪者」4名（本県出身）の拉致の現場となっている。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達の段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 児童生徒の発達の段階を考慮して、社会科や道徳の時間、学級活動、ホームルーム活動等と関連づけた指導を行い、拉致問題等についての理解を深めることができるようにする。
- 2 拉致問題等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。
- 3 拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」等の政府が作成した資料を活用することにより、人権侵害を受けた人や家族の立場に立って理解できるようにし、拉致問題等の解決に関心をもとうとする態度を育てる。
 - ・ 社会科や道徳の時間、ホームルーム活動等での視聴。
 - ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から16日まで）における視聴 等

〔その他〕

ア 現状と課題

現代社会においてはこれまで述べてきた問題以外にも、個人情報に関する問題、ホームレスに対する人権侵害の問題など、様々な人権に関する問題が存在しています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、様々な人権問題を看過することがないようにそれぞれの問題の現状と課題を把握し、差別や偏見をなくし、一人一人の人権が尊重されるよう、状況に応じた教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培うようにする。
- 2 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心をもち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。

V 人権教育の評価

人権教育を一層充実させるためには、各学校（園）が人権教育の推進体制や指導内容、教職員自身の言動等について適切に評価を行い、その在り方を見直していく必要があります。前年度の取組をそのまま繰り返すことなく、取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、今後の取組に反映できるよう、工夫改善していくことが求められます。

そのためには、校長（園長）のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、目標の設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行う必要があります。

各学校（園）においては、こうした人権教育の取組について、点検・評価を行い、その結果を基に見直し、保護者や地域の人々に積極的に情報提供するよう努めなければなりません。その際、学校評議員制度を活用したり、保護者や地域の人々の意見を聞く機会を設けたりするなどの工夫も考えられます。

評価の観点としては、次のようなものが考えられます。

1 推進体制の評価

	評 価 の 観 点	評価
実 態 の 把 握	人権に関する幼児児童生徒の意識や行動について把握している。	
	幼児児童生徒の学力や進路希望について把握している。	
	幼児児童生徒の学校（園）・家庭での様子について把握している。	
	人権に関する保護者の意識や行動、思いや願いについて把握している。	
	地域の人々の人権に関する意識や取組の実態について把握している。	
目 標 ・ 方 針	学校（園）の教育目標や方針の中に、幼児児童生徒や家庭・地域社会の実態に応じた人権教育の目標や努力事項などが明示されている。	
	各教科・領域等における教育活動と人権教育との関連が、年間指導計画の中に位置付けられている。	
	人権教育の目標や指導の重点が、すべての教職員に理解され、実践に結び付いている。	

組 織 ・ 推 進 計 画	校内人権教育推進委員会などの組織が整備され、機能している。	
	人権教育を推進するための全体構想を作成している。	
	人権教育に関する教職員研修が計画的に位置付けられている。	
	人権教育の取組について、常に点検・評価がなされ、それに基づく工夫改善がなされている。	
	幼児児童生徒の発達段階や実態に基づいた人権教育に関する適切な資料を計画的に収集し、整備している。	
	校種間の交流や連携による人権教育の取組が進められている。	
	家庭・地域社会や行政、NPO等との連携による人権教育の取組が進められている。	
教 職 員 研 修	研修内容が学校（園）の課題に沿ったものになっている。	
	研修内容や方法に工夫改善がなされている。	
	研修内容を深めることができるような資料や教材が準備されている。	
保 護 者 ・ 地 域 啓 発	P T A活動の計画の中に、人権教育に関する内容が位置付けられている。	
	学校（園）・学級だよりやP T A新聞の発行などを通して、家庭・地域社会に人権教育についての理解・啓発を図っている。	
	校外の研修会や家庭教育学級、学級懇談会などの機会をとらえて、人権教育についての理解・啓発を図っている。	

2 指導内容の評価

(例) 小学校高学年

		評 価 の 観 点	評価
人 権 尊 重 に 関 す る 正 し い 知 識	① 人権にかかわる概念	すべての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを理解している。	
		すべての人が生まれながらにもっている基本的人権について理解している。	
	② 生命尊重	自他の生命はかけがえのないものであることを理解している。	
	③ 自己理解・自尊感情	自分の可能性や能力・適性に気付いている。	
		家族や身近な人々から大切にされている自分に気付いている。	
	④ 他者理解	友達や身近な人のよさに気づき、協力し助け合うことの大切さを知っている。	
		様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付いている。	
	⑤ 人間関係の在り方	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さについて理解している。	
		社会生活上のきまりやマナーを守ることの大切さを理解している。	
	⑥ 社会参加	集団の一員としての自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たすことの大切さを知っている。	
	⑦ 様々な人権課題	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを知っている。	
		身近な生活の中の差別や偏見の不合理性を知り、一人一人が尊重される社会の実現を目指すことの大切さを知っている。	
		同和問題をはじめとする様々な人権課題があることを知っている。	
	⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等	人権に関するきまりについて知っている。	

		評 価 の 観 点	評価
人権尊重に関する望ましい価値観	① 生命あるものすべてが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。	生命の尊さを感じ取り、自他の生命を尊重している。	
	② あらゆる差別や偏見を許さず、なくしていこうとする。	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努めている。	
	③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていこうとする。 我が国の文化や伝統に誇りをもち、すべての人々と共に生きていこうとする。	

		評 価 の 観 点	評価
よりよい人間関係をつくるための技能	① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力	相手の立場になって話を聞くことができる。	
		自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	
	② 自他の人間関係を調整する能力	自分の言動を振りかえることができる。	
		相手のよさが分かるとともに、その人の立場に立って考えることができる。	
		それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	
	③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見だし、それを実現させる能力	いじめや差別をなくしていくことができる。	

3 配慮事項の評価

(例) 幼稚園・保育所等

	評 価 の 観 点	評価
基 礎 的 事 項	基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもの気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して行動できるようにしている。	
	子どもを取り巻く環境に十分に留意し、快適に生活できるようにしている。	
健 康	一人一人の子どもと教職員との温かい触れ合いの中で、日常生活の直接的な体験を通して、健康で安全な生活を送ることができるように、基本的な生活習慣を身に付けさせるようにしている。	
人 間 関 係	集団の中で、人とかかわる力を育てることができるようにしている。	
	友達とのかかわりの中で、他の人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、豊かな心情が育つようにしている。	
環 境	身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりできるようにしている。	
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりして、社会や自然の事象に関心をもつことができるようにしている。	
言 葉	日常会話や絵本・童話などを通して、様々な言葉のきまりや面白さなどに気付き、言葉の感覚が豊かになるようにしている。	
	相手がいやな気持ちになる言葉があることに気付くことができるようにしている。	
	教職員や友達とかかわることを通して、言葉を交わす喜びを味わえるようにしている。	
表 現	生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむことができるようにしている。	
	様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わうことができるようにしている。	

(例) 中学校

	評 価 の 観 点	評価
学 習 指 導	一人一人の生徒の実態に配慮した「わかる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにしている。	
	個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにしている。	
	生徒の主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにしている。	
	学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにしている。	
	道徳の時間においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにしている。	
	特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにしている。	
	総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにしている。	
生 徒 指 導	心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにしている。	
	家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにしている。	
	差別や偏見の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにしている。	
	配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにしている。	
	生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにしている。	

進 路 指 導	人間としての望ましい生き方を考えさせるようにしている。	
	生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにしている。	
	望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにしている。	
	収集した情報を活用して、将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲が高められるようにしている。	
	集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにしている。	
	進路決定については生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにしている。	
	進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにしている。	
	入学者選抜（選考）試験等終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反質問と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応している。	
学 級 経 営	学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにしている。	
	一人一人の生徒の個性や能力を發揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにしている。	
	生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにしている。	

4 望ましい人間関係を育むための評価

(1) 幼児児童生徒の自己評価（例）

幼稚園・保育所等

あさのかい ・ かえりの かい	ともだちや せんせいに あいさつが できましたか。	
	せんせいの はなしを さいごまで きけましたか。	
1にちの せいかつを とおして	ともだちと なかよく あそびましたか。	
	きまりや やくそくを まもれましたか。	
	「ありがとう」や 「ごめんなさい」が いえましたか。	
きゅう しよく ・ おやつ	「いただきます」や 「ごちそうさまでした」が いえましたか。	
	みんなと なかよく たべることが できましたか。	
	みんなと いっしょに じゅんびや かたづけが できましたか。	

できました ○

小学校下学年

朝の出会い	友だちや先生に明るく元気なあいさつができましたか。	
朝の会	先生や友だちの話をさいごまでしっかり聞くことができましたか。	
授業中	先生や友だちの発表をさいごまでしっかり聞くことができましたか。	
	友だちのまじがいやしっぱいを笑ったり、せめたりしませんでしたか。	
	自分で考えたことや思ったことをはっきりと言うことができましたか。	
給食	食事のマナーを守って楽しく食べることができましたか。	
	かんしゃして食べることができましたか。	
昼休み	友だちとなかよく楽しく過ごすことができましたか。	
	一人である友だちがいたら声をかけることができましたか。	
そうじ	みんなと協力してそうじをすることができましたか。	
帰りの会	先生や友だちの話をさいごまでしっかり聞くことができましたか。	
	一日をふりかえり、自分や友だちのよさをみとめることができましたか。	
1日の生活を通して	休んだ友だちや体の調子の悪い友だちのことを気にかけて、思いやることができましたか。	
	友だちにいやなことを言ったり、したりしませんでしたか。	
	学校や学級のきまりを守ることができましたか。	
	友だちと助け合って、係や当番の活動をすることができましたか。	
	家ぞくやちいきの方々に、すすんであいさつができましたか。	

できました ○

小学校上学年

朝の出会い	友達や先生に明るく元気なあいさつができましたか。	
朝の会	先生や友達の話最後までしっかり聞くことができましたか。	
授業中	先生や友達の話最後までしっかり聞くことができましたか。	
	友達の間違いや失敗を笑ったり、責めたりしませんでしたか。	
	自分の考えや思いをはっきりと伝えることができましたか。	
	友達と協力し合って学習することができましたか。	
給食	食事のマナーを守って楽しく食べることができましたか。	
	感謝して食べることができましたか。	
昼休み	友達と仲良く楽しく過ごすことができましたか。	
	一人でいる友達がいたら声をかけることができましたか。	
清掃	みんなと協力して清掃に取り組むことができましたか。	
帰りの会	先生や友達の話最後までしっかり聞くことができましたか。	
	一日をふり返り、自分や友達のよさを認めることができましたか。	
1日の生活を通して	欠席した友達や体調が悪い友達を気づかい、思いやることができましたか。	
	友達が傷つく言葉を使ったり、友達がいやがったりすることをしませんでしたか。	
	学校や学級のきまりを守ることができましたか。	
	友だちと協力して、係や当番の活動をすることができましたか。	
	家族や地域の方々に、進んであいさつができましたか。	

できました ○

中学校

	評 価 の 観 点	評価
朝の 出会い	友達や先生に自分から進んであいさつができましたか。	
朝の会	先生や友達の話最後まで聞くことができましたか。	
授業中	先生や友達の話最後までしっかり聞くことができましたか。	
	友達と協力し、助け合いながら学習を進めることができましたか。	
	友達の思いや考えを尊重することができましたか。	
	自分の思いや考えを分かりやすく発表することができましたか。	
給食	食事のマナーを守って楽しく食べることができましたか。	
	感謝の気持ちをもって食べることができましたか。	
	準備や後片付けを協力して行うことができましたか。	
昼休み	友達と仲よく過ごすことができましたか。	
	一人でいる友達がいたら声をかけることができましたか。	
清掃	協力して清掃に取り組むことができましたか。	
帰りの 会	友達や先生の話最後まで聞くことができましたか。	
	一日を振り返り、自分や友達のよさを認めることができましたか。	
1日の 生活を 通して	欠席した友達や体調の悪い友達などを気づかい、思いやることができましたか。	
	係活動や当番活動の責任を果たすことができましたか。	
	時と場に応じて、自分も相手も大切にしたい自己表現ができましたか。	
	家族や地域の方々に、進んであいさつができましたか。	

【評価】 できた ○

高等学校

	評 価 の 観 点	評価
朝の 出会い	友達や先生に自分から進んであいさつをすることができましたか。	
朝の会 (SHR)	落ち着いたある学級の雰囲気づくりに努めることができましたか。	
	相手の立場や考えを尊重しながら話をしたり、聞いたりすることができましたか。	
授業中	時間を守り、私語をやめるなど授業を受ける準備ができましたか。	
	先生や友達の話真剣に聞くことができましたか。	
	友達と協力し、互いの意見を交換し合ったり、助け合ったりしながら学習を進めることができましたか。	
	自分の思いや考えを分かりやすく発表することができましたか。	
清 掃	協力して清掃に取り組むことができましたか。	
帰りの会 (SHR)	相手の立場や考えを尊重しながら話をしたり、聞いたりすることができましたか。	
	一日を振り返り、自分や友達のよさを認めることができましたか。	
1日の 生活を 通して	欠席した友達や体調の悪い友達などを気づかい、思いやることができましたか。	
	係活動や当番活動の責任を果たすことができましたか。	
	時と場に応じて、自分も相手も大切にしたい自己表現ができましたか。	
	家族や地域の方々に、進んであいさつすることができましたか。	

【評価】 できた ○

(2) 教職員の自己評価（例）

	評 価 の 観 点	評価
朝の出会い	児童生徒に自ら明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしている。	
朝の会	児童生徒の表情や健康状態を把握しながら、一人一人の氏名を点呼している。	
	前日に欠席した児童生徒に対して、温かく声をかけている。	
授業中	指名するときは、必ず「くん」「さん」を付けて呼んでいる。	
	教師の話や友達の話、最後までしっかりと聞くようにさせている。	
	児童生徒一人一人にとって、分かる、できる授業を心がけている。	
	児童生徒が互いを認め合い、助け合いながら進める授業を心がけている。	
給 食	食事のマナーを守らせるようにしている。	
	児童生徒とともに食事をし、温かい人間関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
昼休み	孤立している児童生徒がいないかどうか配慮している。	
	児童生徒の相談にのったり、進んで声をかけたりしている。	
清 掃	児童生徒と共に清掃に取り組んでいる。	
	清掃することの喜びを味わわせるような手立てや清掃分担に十分配慮している。	
帰りの会	思いやりのある行動を紹介し賞賛している。	
	互いのよさを認め合う場を設定している。	
	今日一日の自分を振り返らせ、自分の在り方を考えさせている。	
1日の生活を通して	児童生徒の会話や行動の中に、気になる発言・言葉遣いや態度が見られないかどうか把握している。	
	日記や生活の記録などを活用し、児童生徒の悩みや人間関係を把握している。	
	机やノート等に落書きがないか気にかけている。	
	様子が気になる児童生徒に対して、声をかけるなどの配慮をしている。	

(3) 保護者の自己評価（例）

	振 返 り 項 目	評価
1	家族に進んであいさつをするとともに、子どもにも心がけさせている。	
2	子どもの表情や健康状態を把握するように努めている。	
3	子どもの話を最後まで聞くようにしている。	
4	子どもに人の話を最後まで聞くように指導している。	
5	家族で会話をしながら食事をしている。	
6	子どもが地域の子どもたちと遊ぶように働きかけている。	
7	子どもに家事を分担させている。	
8	地域での清掃作業等の取組に家族で参加している。	
9	子どものテレビ・ビデオ・パソコン等の利用状況について把握している。	
10	子どもの友人関係を把握している。	
11	家庭学習の習慣を身に付けさせている。	

【評価】 できている ○

(4) 人権を尊重する地域づくりのための評価（例）

	振 り 返 り 項 目	評価
1	人権教育推進委員会のような学校（園）と地域をつなぐ組織が結成されている。	
2	地域の活動を知らせる広報誌などが発行されている。	
3	子どもや教育の問題について、学校（園）と地域が共に話し合う場がある。	
4	地域の人たちが交流できる様々な行事や催し等が行われている。	
5	地域の人材やボランティア団体等が有効に活用されている。	
6	地域の自然や歴史、産業、文化財や施設について認識し、十分に生かすことができている。	
7	子どもたちの生命や安全を守るための取組が組織的になされている。	
8	子どもの自然体験活動、ボランティア活動、子ども会などの交流活動がさかんである。	
9	学校（園）が取り組んでいる活動を地域住民はよく知っている。	
10	学校（園）の様々な活動に地域住民が参加・協力している。	
11	地域の学校（園）相互の交流はさかんである。	
12	地域での様々な交流活動に教職員が積極的に参加している。	
13	P T A活動がさかんである。	
14	地域住民同士の強いつながりがある。	
15	大人も子どももあいさつをよく交わしている。	
16	子ども同士で遊んでいる姿をよく見かける。	
17	子どもたちは社会生活上のルールやマナーを守っている。	
18	地域での清掃作業等に家族で参加する人が多い。	

【評価】 できている ○

主 な 参 考 文 献

〔文部科学省関係〕

- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕（平成18年）
人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕（平成16年）
盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 総則等編 各教科、道徳及び特別活動編 自立活動編（平成12年）
幼稚園教育要領解説（平成11年）
小学校学習指導要領解説 総則編 国語編 社会編 生活編 道徳編 特別活動編（平成11年）
中学校学習指導要領解説 総則編 国語編 社会編 道徳編 特別活動編（平成11年）
高等学校学習指導要領解説 総則編 国語編 地理歴史編 公民編 特別活動編（平成11年）

〔厚生労働省関係〕

- 保育所保育指針（平成11年）

〔宮崎県関係〕

- 宮崎県人権教育・啓発推進方針（平成17年）
人権に関する県民意識調査報告書（概要）（平成15年）

〔宮崎県教育委員会関係〕

- 同和教育基本資料 一同和教育推進のために―（平成12年）
同和教育指導資料 ー小・中・高等学校ー（平成10年）

〔都道府県関係・その他〕

- 「人権教育プログラム（学校教育編）」 東京都教育委員会（平成17年）
「人権Q&A」 大分県、大分県教育委員会、大分県人権教育・啓発推進協議会（平成17年）
「人権を考える」 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成16年）
「人権教育指導プログラム」 兵庫県教育委員会（平成16年）
「徳島県人権教育推進方針」 徳島県教育委員会（平成16年）
「気づく・学ぶ・広げる 人権学習ー人権教育指導者用手引きー」 和歌山県教育委員会（平成16年）
「人権教育指導資料（学校教育編）Let's じんけん」 高知県教育委員会（平成12年）
「三重県人権教育基本方針」 三重県教育委員会（平成11年）
「アサーティブネスへようこそ」 アサーティブジャパン（平成17年）
「人権教育ファシリテーター・ハンドブック」 角田尚子・ERIC国際理解教育センター ERIC国際理解教育センター（平成12年）

関 係 法 令 等

〔宮崎県〕

宮崎県人権教育・啓発推進方針（平成17年）

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/dowa/jinken_kyouiku/

宮崎県人権教育基本方針（平成17年）

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/kyoiku/dowa/kihon_houshin/hosin.html

〔国 内〕

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html>

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について

（平成11年 人権擁護推進審議会答申）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016/008.htm

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016/009.htm

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016/010.htm

〔国 際〕

世界人権宣言（1948年）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html

児童の権利に関する条約（1989年採択 1994年日本批准）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

人 権 教 育 に 関 す る 資 料

宮崎県教育委員会関係

はぐくむ ー指導展開例集 (小学生用: 同和教育基本資料) ー	平成 7 年
人として ー指導展開例集 (中学生用: 同和教育基本資料) ー	平成 8 年
人として ー指導展開例集 (高校生用: 同和教育基本資料) ー	平成 9 年
同和教育基本資料 ー同和教育推進のためにー	平成 1 2 年
同和教育基本資料 ー社会教育ー	平成 1 3 年
社会科、地理歴史科及び公民科における人権・同和問題に関する 具体的指導の指導展開例集 http://himuka.miyazaki-c.ed.jp/jinken/index.htm (ユーザー名 jinken パスワード siryou)	平成 1 6 年
人権啓発資料 ーファミリーふれあいー (小学生・中学生・高校生用) http://himuka.miyazaki-c.ed.jp/family/familyfureai.htm	平成 2 2 年
みんなのねがい ～心豊かに生きるために～	平成 1 7 年
人権教育指導資料ー小学校指導展開例ー 人権教育指導資料ー中学校指導展開例ー 人権教育指導資料ー高等学校指導展開例ー 人権教育指導資料ー社会教育ー	平成 1 8 年
人権教育ハンドブックー小学校編ー	平成 2 0 年
人権教育ハンドブックー中学校・高等学校編ー	平成 2 1 年

宮崎県人権啓発センター

人権啓発協会センターだより ～じんけんの風～	平成 1 9 年～
マンガで考えよう「そうなんだ! 人権」	平成 1 9 年
人権・同和問題の正しい理解のために	平成 2 0 年

人権啓発に関する図書・ビデオ等の貸出

宮崎県人権啓発センター(宮崎県人権同和対策課) TEL 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 6 9
FAX 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 4
宮崎県人権ホームページ <http://www.m-jinken.jp/>

各人権課題の宮崎県における担当部署・関係機関

人 権 課 題	担当部署・関係機関（電話番号）
子 ども	こども家庭課 (0985-26-7570)
女 性	生活・協働・男女参画課 (0985-26-7040) こども家庭課 (0985-26-7570)
高 齢 者	長寿介護課 (0985-26-7058)
障 が い の あ る 人	障害福祉課 (0985-26-7068)
同 和 問 題	人権同和対策課 (0985-26-7067) 人権同和教育室 (0985-26-7252)
外 国 人	文化文教・国際課 (0985-26-7004)
H I V 感 染 者 等	健康増進課 (0985-26-7078)
ハンセン病患者・元患者等	健康増進課 (0985-26-7078)
犯 罪 被 害 者 等	宮崎犯罪被害者支援センター (0985-38-7830)
イ ン タ ー ネ ッ ト	人権同和対策課 (0985-26-7067)
性 的 少 数 者	宮崎県男女共同参画センター (0985-32-7591) 生活・協働・男女参画課 (0985-26-7040) 精神保健福祉センター (0985-27-5663)
刑 を 終 え て 出 所 し た 人	福祉保健課 (0985-26-7074)
全 般	人権同和対策課 (0985-26-7067) 人権同和教育室 (0985-26-7252) 宮崎県人権啓発センター (0985-32-4469) 宮崎県警察本部 (0985-31-0110) 宮崎地方法務局 (0985-22-5124)

平成23年1月現在